

第 2 章

みどりの 状況と課題

第2章 みどりの状況と課題

1 社会動向

(1) 世界的動向

① SDGs

SDGs は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された、2030（令和 12）年を期限とする 17 の国際目標です。

ストックホルムレジリエンス研究所長が提唱した、SDGs の概念を表すウェディングケーキモデルでは、「経済」の発展は「社会」によって成り立ち、「社会」は人々が生活するために必要な「環境（自然資本）」によって支えられて成り立つという考え方が示されています。▶図 2-1 参照



図 2-1 SDGs ウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Center ホームページの図に一部加筆

② Well-being

Well-being とは、身体的、精神的、社会的に良い状態であることを言い、充実や幸福感に近い概念です。都市のみどりは、健康リスクの軽減、ストレス緩和、住民の相互交流の促進等、様々な役割があり、身体的・精神的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等、Well-being の向上に寄与することが、世界保健機関（WHO）等によって示されています。

③ カーボンニュートラル

1997（平成9）年に定められた「京都議定書」の後継として、2015（平成27）年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられ、そのために、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半にカーボンニュートラルの実現をめざすことが盛り込まれました。

「カーボンニュートラル」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しており、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減とともに吸収作用の保全及び強化を行う必要があります。

④ ネイチャーポジティブ

2022（令和4）年、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。そこで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現が掲げられ、2030（令和12）年までの主なターゲットとして、陸と海の30%以上を保全する30by30や、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化、都市における緑地・親水空間の確保等が定められています。また、2023（令和5）年には、2030（令和12）年のネイチャーポジティブの実現をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。30by30の目標達成に向けて、自然公園や条例に基づく保護地域の他、地域住民に大切にされている里山やビオトープ¹、境内地、都市緑地等を、地方公共団体が地域住民や地域の企業等と一体となって保全すること等が示されています。[▶図2-2 参照]

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1〜8	人々のニーズを満たす ターゲット 9〜13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14〜23

図2-2 昆明・モントリオール生物多様性枠組が示す事項

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標（環境省）

1 ビオトープ：人工的につくられた、野生生物の生息・生育空間。

⑤ ESG 投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

近年、企業においては、SDGs や環境への意識の高まり等を背景に、ESG 投資が拡大するとともに、気候関連や自然関連の情報開示の取組みが浸透し、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きがますます活発化しています。

緑の基本方針において、都市におけるカーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するためには、公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、ESG 投資等の流れを踏まえた企業による緑地確保や緑化の取組みを促進する必要があると示されています。

このため、都市における緑地確保の意義や効果の客観的な評価等により、環境面、社会面で効果の高い事業への資金の流れを促すことが重要です。

(2) 国の動向

① 都市緑地法等の改正

2017(平成29)年に、都市のみどりを民間の活力を生かしながら保全、活用するため、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法等、みどりに関する法制度が改正されました。この改正を通して、みどりの基本計画の記載事項の拡充が行われ、農地を緑地として扱うこと、都市公園の管理方針を記載すること等が新たに示されています。また、この改正では、都市公園における民間活力の導入を促進するための制度として Park-PFI(公募設置管理制度)¹が創設されました。

さらに、気候変動や生物多様性の確保、Well-beingの向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推進するための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が、2024(令和6)年5月29日に公布され、同年11月8日に施行されました。

この改正では、国土交通大臣が定める都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本方針が創設されるとともに、特別緑地保全地区内における緑地の機能の維持増進を図るために再生・整備を行う「機能維持増進事業」や土地の買入を代行する都市緑化支援機構の制度、民間事業者等による緑地確保の取組みを国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)」などが創設されました。[▶図2-3 参照]

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・ 緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・ 都市計画における緑地の位置付けの向上



鴻巣山特別緑地保全地区

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・ 緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・ 緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ・ 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・ 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



優良緑地確保計画認定制度
(愛称:TSUNAG)

図2-3 2024年(令和6年)の都市緑地法等の改正内容の概要

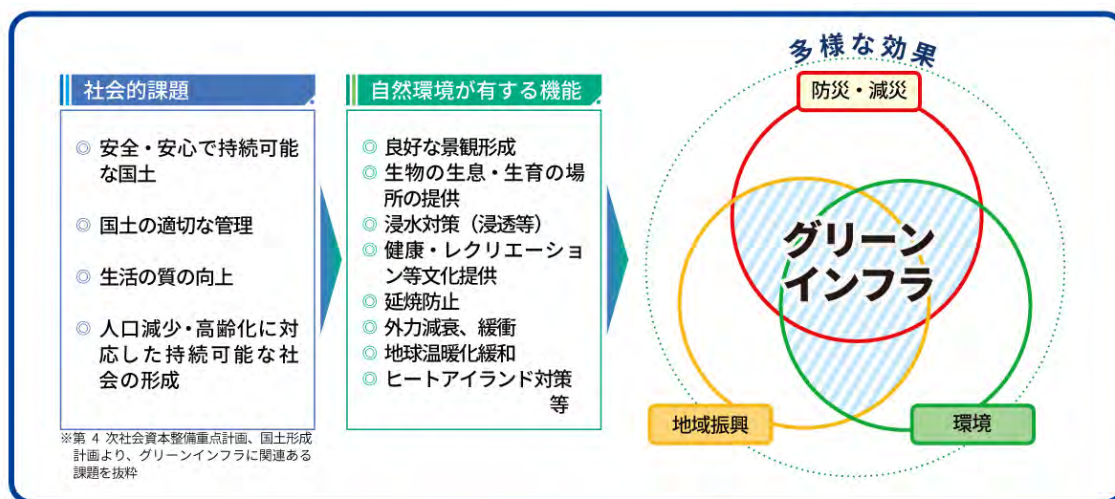
¹ Park-PFI(公募設置管理制度): 飲食店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

② グリーンインフラの推進

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。【図2-4 参照】

国土交通省は「グリーンインフラ推進戦略」（2019（令和元）年）の全面改定を2023（令和5）年に行い、「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定しました。同戦略では、グリーンインフラを社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものとしています。グリーンインフラのめざす姿として「自然と共生する社会」を掲げ、実現にむけた4つの柱として「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」、「自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」、「自然を通して、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」、「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」を設定し、あらゆる分野・場面においてグリーンインフラを取り入れることをめざすとしています。

また、国土交通省は、2024（令和6）年に、緑の基本計画策定・改定時にグリーンインフラの考え方を取り入れるための検討事項を示す「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」を公表しています。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図2-4 グリーンインフラの考え方

出典：国土交通省 グリーンインフラポータルサイト

③ みどりとオープンスペースの基本的考え方

国土交通省は、今後の都市公園における取組みの方向性を検討するため、2022（令和4）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を開催し、同年に「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」の提言を公表しました。

同提言は、都市公園について、人中心のまちづくりの中で個人と社会の Well-being の向上を目指し、地域の課題や公園の特性に応じて、多機能性のポテンシャルをさらに発揮することが求められていることを示しています。また、都市公園について、「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」の変革が必要とし、具体的な取組みとして、グリーンインフラとしての保全・利活用、居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり、利用ルールの弾力化、社会実験の場としての利活用、担い手の拡大と共創、自主性・自律性の向上、デジタル技術とデータの利活用（公園 DX の推進）を掲げています。

④ 2050 年カーボンニュートラルの実現

2020（令和2）年10月の首相所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル宣言がなされました。また、2025（令和7）年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的な温室効果ガス削減目標が新たに示され、2035（令和17）年度に2013（平成25）年度比で60%、2040（令和22）年度には同73%の削減をめざすとされています。

地球温暖化対策計画において、みどりは温室効果ガスの吸収源対策として重要な役割を担っており、特に都市の中では、特別緑地保全地区等の保全や、都市公園や街路樹などのみどりの創出の必要性が示されています。また、都市の中における緑化の意義やその効果を幅広く普及啓発するとともに、市民や企業などの多様な主体によるみどりの創出等を推進することの重要性が示されています。

⑤ 生物多様性増進活動促進法の制定

地域に根ざした多様な主体の連携による生物多様性の維持・回復・創出を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が、2024（令和6）年4月19日に公布され、2025（令和7）年4月1日に施行されました。

本法律の施行に伴い、2023（令和5）年度より運用開始していた「自然共生サイト¹」が法制化され、これまで「場所」を認定する制度から、より幅広い取組みを柔軟に促進するため、「活動[※]」を認定する制度に変更しています。[▶図2-5、2-6 参照]

※生物多様性を増進する活動実施計画（①既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動、②管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動、③開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動）



図 2-5 増進活動実施計画等の認定制度の概要

出典：環境省「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（概要）」

（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

図 2-6 増進活動実施計画等の認定制度の概要

出典：環境省「生物多様性増進活動促進法の施行後の「自然共生サイト」制度の扱いについて」

¹ 自然共生サイト：民間や自治体などが管理する地域のうち、生物多様性の保全に顕著に貢献している場所として国が認定する区域。

コラム みどりに関わる世界・国内の動向

下図に示すように前計画策定以降、世界や国内においてみどりに関わる様々な動きがありました。[▶図 2-7 参照]

このような社会動向を踏まえながら、計画を立案・実施する必要があります。

●：国際的な動向 ○：国内の動向

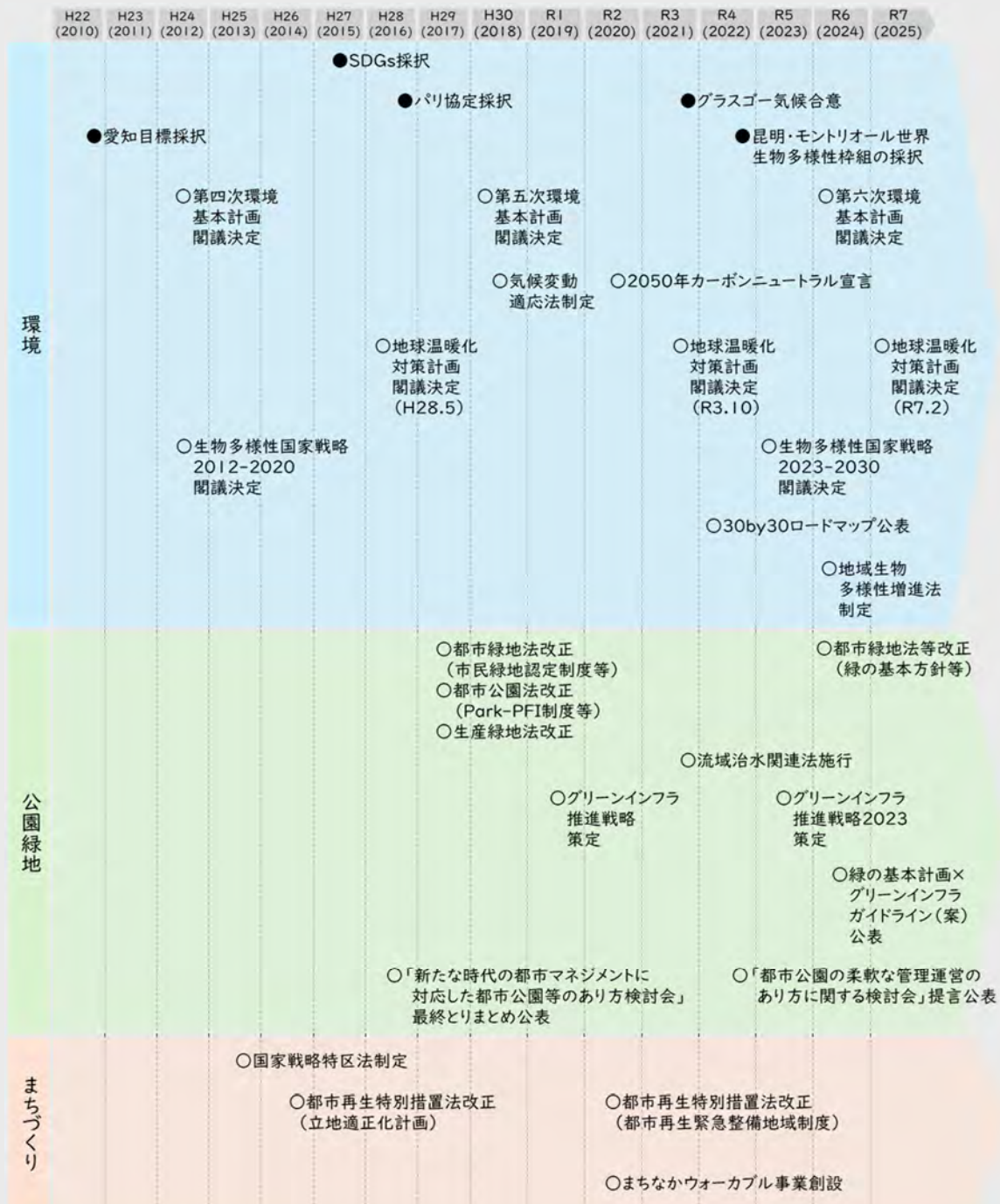


図 2-7 みどりに関わる世界・国内の動向

(3) 福岡市を取り巻く社会環境の変化

① 人口の推移

人口増加率は、政令指定都市の中で最も高く、今後も人口増加が見込まれます。

多くの都市で人口減少局面を迎える中、福岡市の人口は一貫して増加し続けています。2015（平成27）年から2023（令和5）年にかけて10万人以上が増加しており、政令指定都市で最も多い人口増加数、かつ21大都市（政令指定都市及び東京区部）の中で最も高い人口増加率となっています。今後、福岡市における総人口数は、2040（令和22）年頃にピークの約170万人に達する予定です。【▶図2-8参照】

また、人口の年齢階層別では、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）については増加傾向にありますが、2030（令和12）年頃をピークに減少に転じる見込みです。高齢者人口（65歳以上）は、継続的な増加傾向にあります。

【▶図2-8参照】

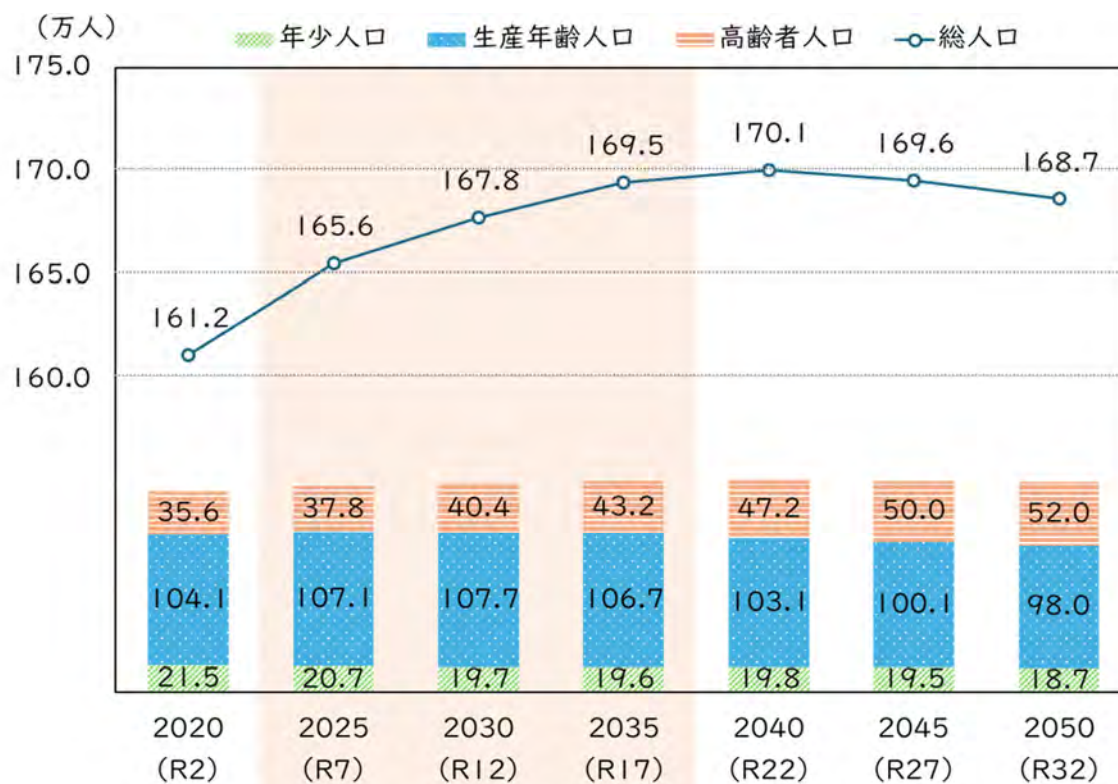


図2-8 人口推移と将来人口推計

出典：福岡市の将来人口推計(R6.4)より作成

世帯数と世帯構成の推移については、単身世帯が約半数を占めており、今後も増加傾向が続くことが予想されています。[▶図 2-9 参照]

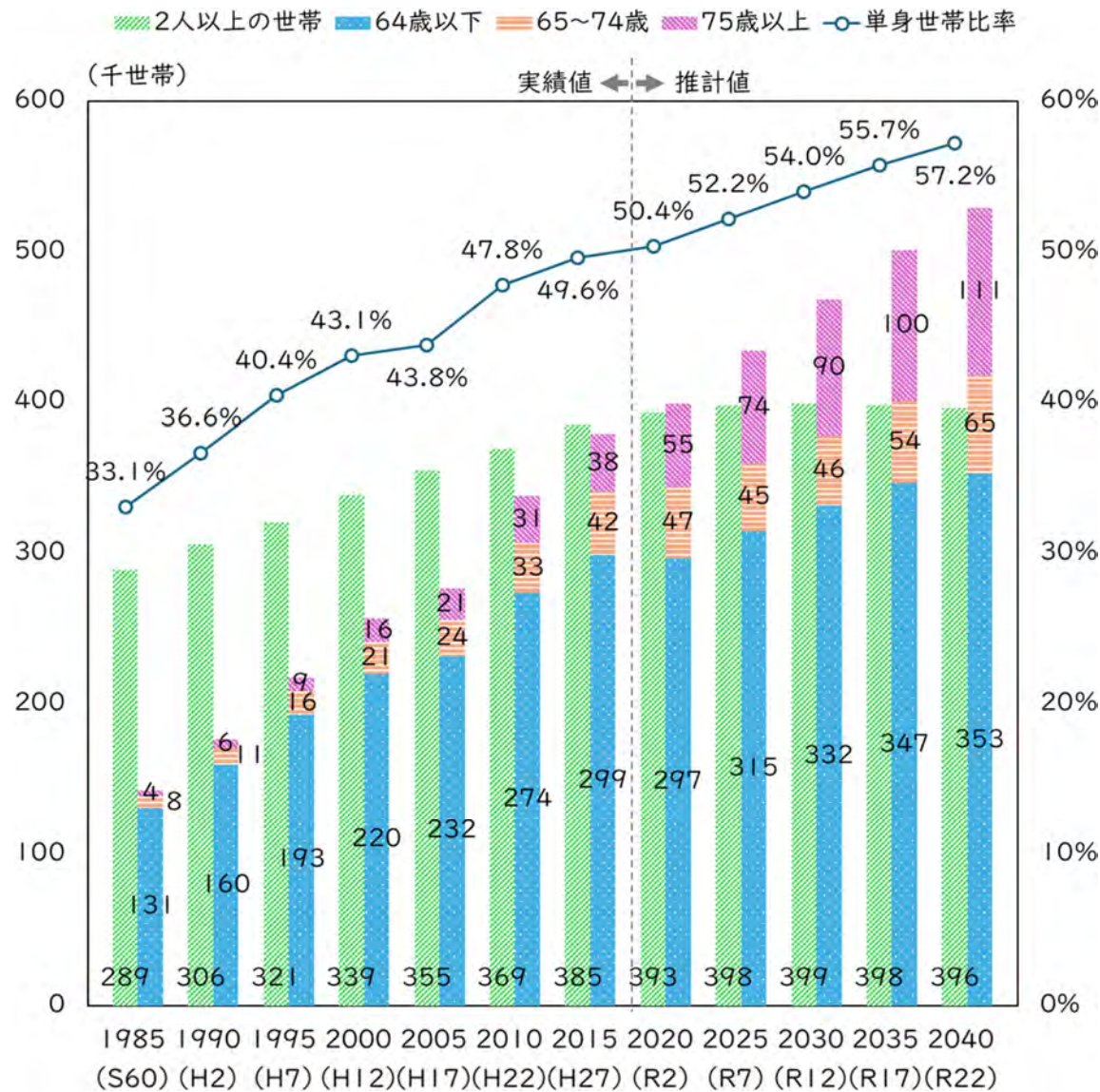


図 2-9 世帯数と世帯構成の推移

出典：「福岡市空家等対策計画」(R3.12)

福岡市の総住宅数に占めるマンションなどの共同住宅数（共同住宅率）については、全体の約7割を占めており、全国的にも高い水準となっています。[▶図2-10 参照]

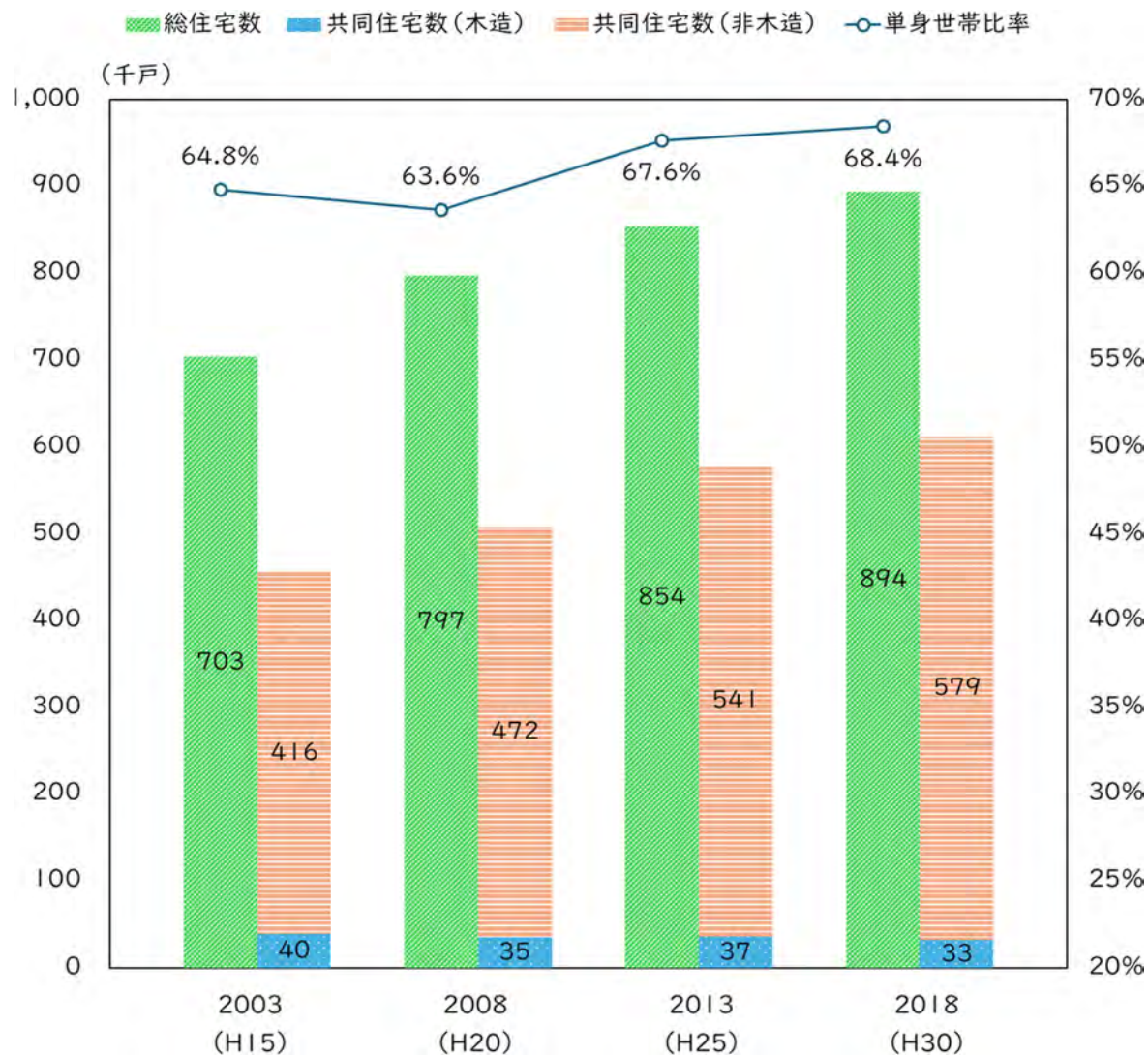


図 2-10 住宅数と共同住宅数の推移

出典：国勢調査

② 福岡市を訪れる外国人の状況

在住外国人数及び外国人入国者数は、依然として増加傾向にあります。

在住外国人数及び外国人入国者数は、新型コロナウイルスの感染症拡大等の影響により、一時減少したものの、2022(令和4)年から現在に至るまで増加傾向が続いています。

[▶図2-11、2-12 参照]

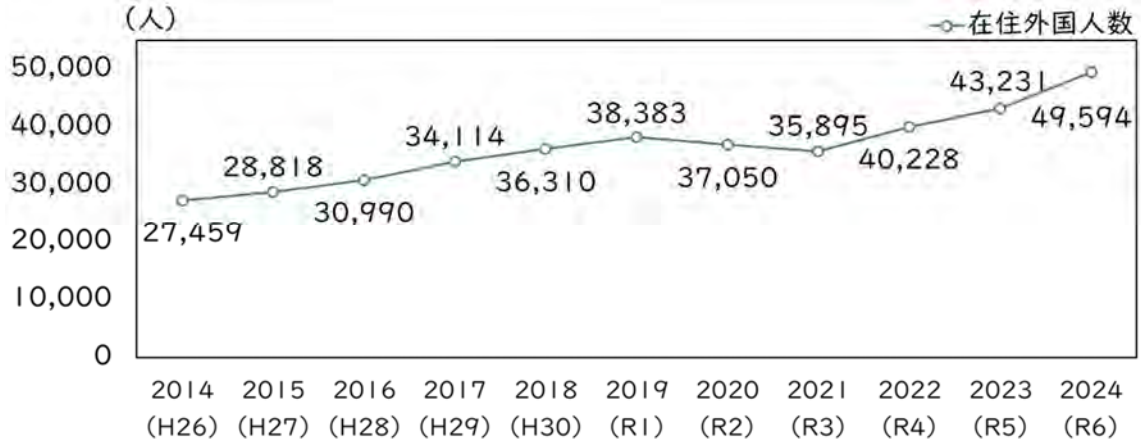


図2-11 在住外国人数の推移

出典：「福岡市統計書」（各年9月末時点）



図2-12 福岡空港及び博多港からの外国人入国者数の推移

出典：「出入国管理統計」（法務省）

在住外国人を 国・地域別で見ると、特にネパール・中国出身者が多く、アジアを中心とした様々な国籍の方が市内で暮らしています。

[▶表2-1 参照]

表2-1 国・地域別外国人数上位5か国

1	ネパール	13,535人
2	中国	13,505人
3	ベトナム	7,758人
4	韓国又は朝鮮	6,735人
5	ミャンマー	1,932人

出典：「ふくおかの統計 令和7年5月号」
(2025(令和7年)4月末現在)

③ まちづくりの動向

市内各地で、住宅地の造成やビルの建替え等の開発が進んでいます。

前計画策定時の2009（平成21）年以降、アイランドシティの埋立てに伴うまちづくりや土地区画整理事業が行われており、天神地区や博多駅周辺地区では、規制緩和を活用した官民連携のまちづくりが進んでいます。また、九州大学箱崎キャンパス跡地では、約50haといった大規模なまちづくりも進んでいます。[▶図2-13参照]

今後も、市内では、人口増加に伴う住宅地の造成をはじめとする開発が進むことが想定されます。

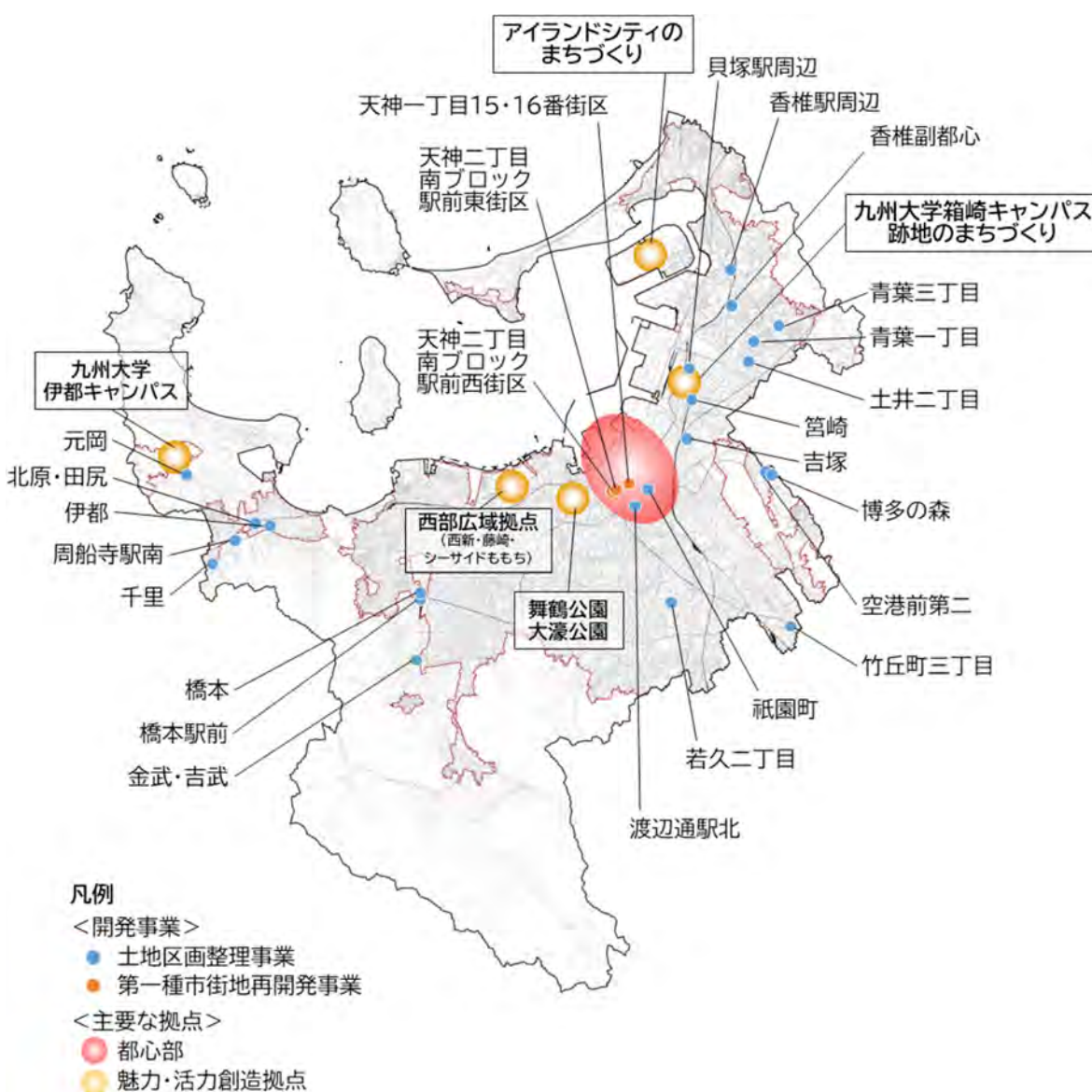


図2-13 前計画の策定後※に実施された主な開発事業（実施中も含む）

※2009年（平成21年）～2025年（令和7年）

④ 気候変動

年平均気温は、約130年で3℃上昇しています。

豪雨の発生頻度も増加しており、災害のリスクが高まっています。

福岡市の年平均気温は、上昇傾向にあり、1890（明治23）年から2023（令和5）年までの約130年間で約3℃上昇しています。また、2018（平成30）年7月20日には福岡市で38.3℃と観測史上最高気温を記録するなど、近年の気温上昇に伴い熱中症などのリスクも高まっています。[▶図2-14 参照]

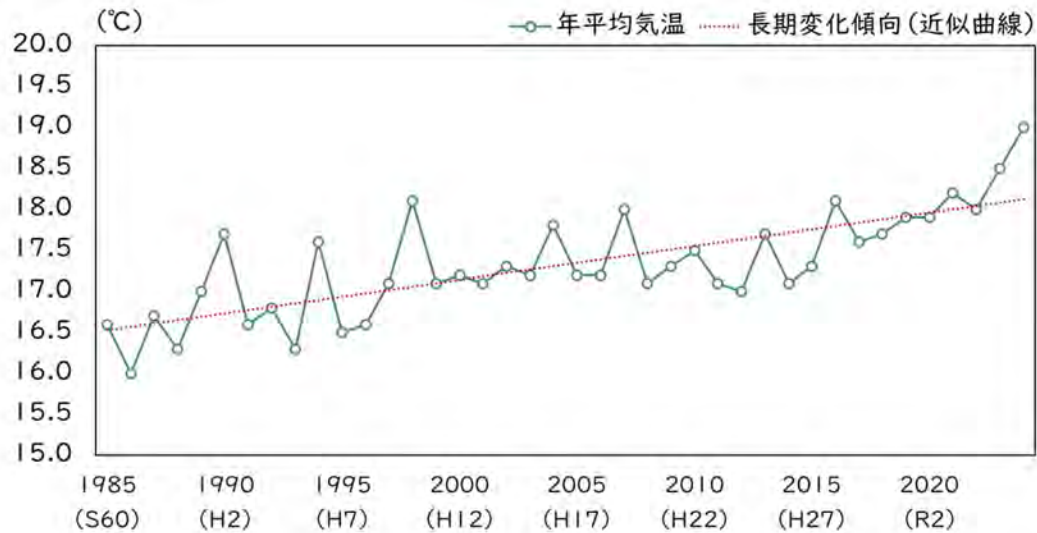


図2-14 福岡管区気象台の年平均気温の変化

出典：気象庁

また、降水量については、1時間降水量50mmを超える大雨の年間発生回数は増加傾向であり、今後、豪雨に伴う土砂災害や浸水などの災害のリスクも高まっています。

[▶図2-15 参照]

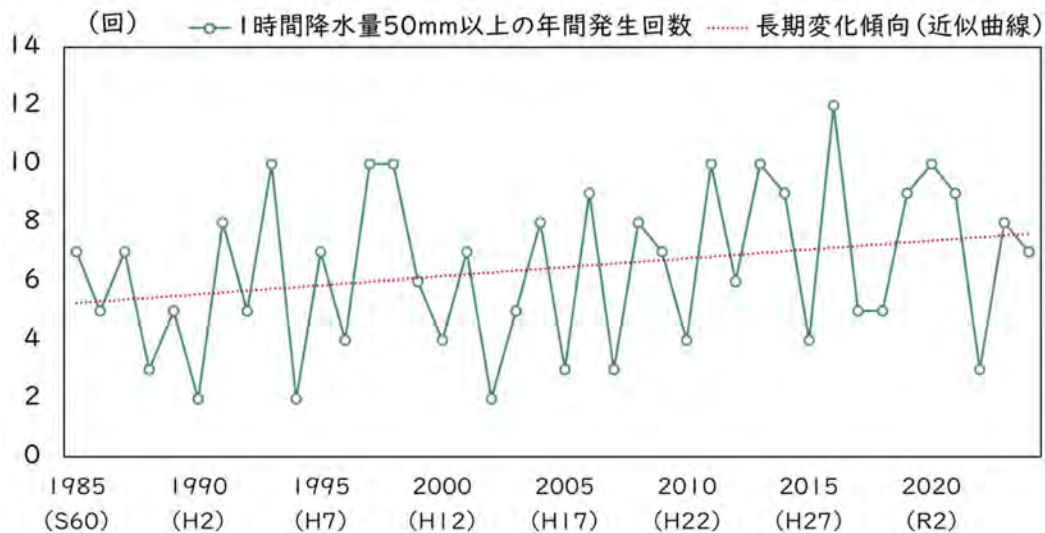


図2-15 福岡管区気象台の1時間降水量50mm以上の年間発生回数

出典：気象庁

2 福岡市のみどりの状況

(1) みどりの特徴

福岡市は、福岡県の北西部に位置し、北は玄界灘を臨み、海の中道と糸島半島によって仕切られた博多湾を擁し、南は脊振山地、東は三郡山地に囲まれた半月型の福岡平野に位置しています。

沿岸部を見ると、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されており、特に海の中道は、志賀島と九州本土とを繋ぐ全長約8kmに及ぶ巨大な砂州となっています。また、博多湾については比較的水深が浅いため、昭和50年代以降、大規模に埋め立てられ、シーサイドももち地区やアイランドシティ等の居住域が形成されました。沖合には、玄界島、小呂島等の島々があります。

福岡市の東には立花山を頂部とする立花丘陵や四王寺丘陵があり、南から西には油山や脊振山、金山、高祖山などが連なる脊振山地が位置し、これらの連続した山並みが市街地の背景となっています。こうした山々と、そこから平野部に延びる丘陵地や博多湾の島々、海岸線などの緑地により、大きなみどりの骨格を形成しています。

河川については、これらの山地や丘陵地から、北に広がる平野部を抜け、玄界灘や博多湾に流れています。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川や、福岡平野の東側を流れる御笠川、西側を流れる那珂川、油山を源流とする樋井川、脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川が挙げられ、市街地に潤いある景観をもたらしています。また、西部にかけてまとまりある農地が広がっています。

市街地には、特別緑地保全地区などの樹林地¹や公園、街路樹などのみどりが配置されており、これらは、市民の憩いの場となるとともに、災害時には避難場所や延焼防止などの防災や減災機能を発揮しています。



博多湾と海の中道



脊振山地から市街地を望む眺め



室見川沿いの河川景観



今津運動公園

¹ 樹林地：特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地など。

また、古代から近世におけるアジアとの交流等の豊かな福岡市の歴史を今に伝える、金印公園や鴻臚館跡、福岡城跡、友泉亭公園など、個性ある歴史資源がみどりとともに存在しており、個性と風格ある風景を形成しています。



友泉亭公園



図 2-16 福岡市のみどりの構造

(2) みどりの状況

① 市全域

市全域の半分以上を緑被地¹が占めており、15年間で約120ha増加しています。

市全域のみどりについては、2022(令和4)年時点では、緑被面積²は約18,984ha(緑被率³55.4%)となっており、2007(平成19)年と比べて、約120ha増加しています。

▶図2-17 参照

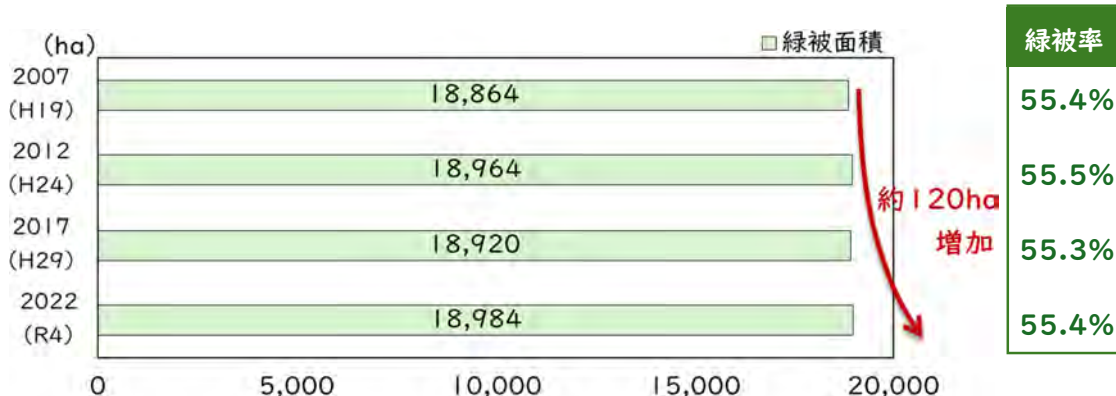


図2-17 緑被面積の推移

また、市街化区域内の緑被率は約20%、市街化調整区域等の緑被率では約90%となっています。▶図2-18、2-19 参照

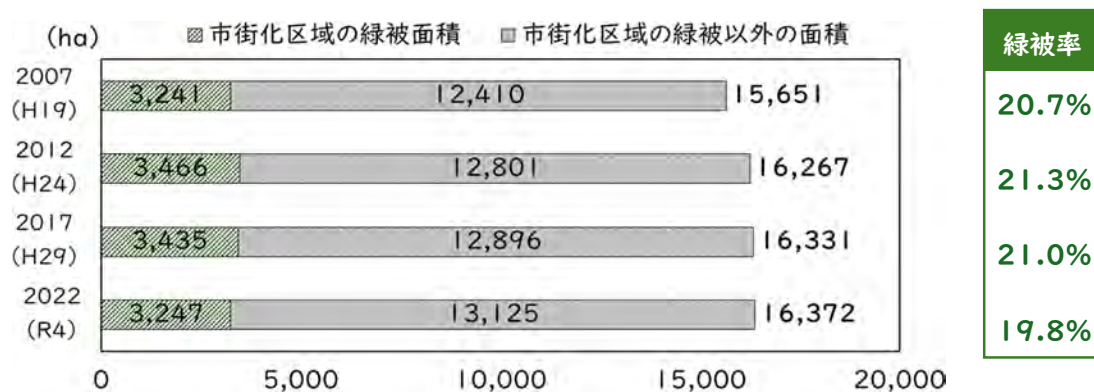


図2-18 市街化区域の緑被面積の推移

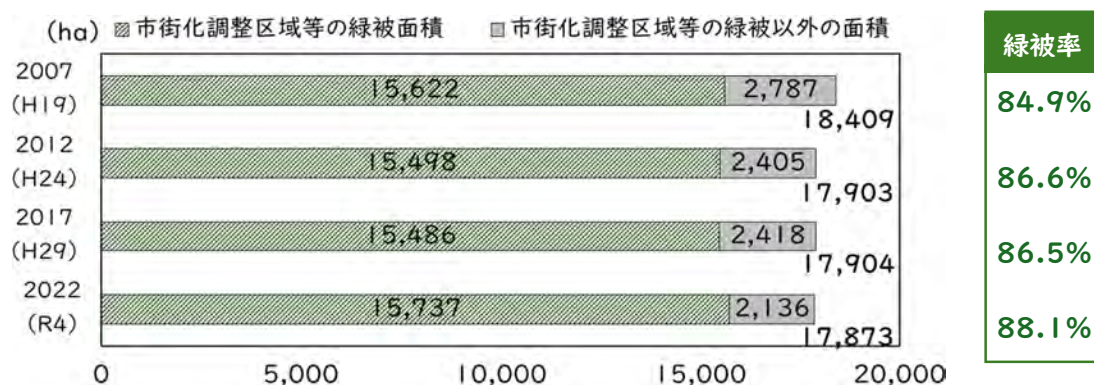


図2-19 市街化調整区域等の緑被面積の推移

¹ 緑被地：樹木や草地など、地表が緑で覆われている土地のこと。

² 緑被面積：樹木や草地など、地表が緑で覆われている土地の面積。

³ 緑被率：地域全体の面積に対して、樹木や草などで覆われた緑被地が占める割合。

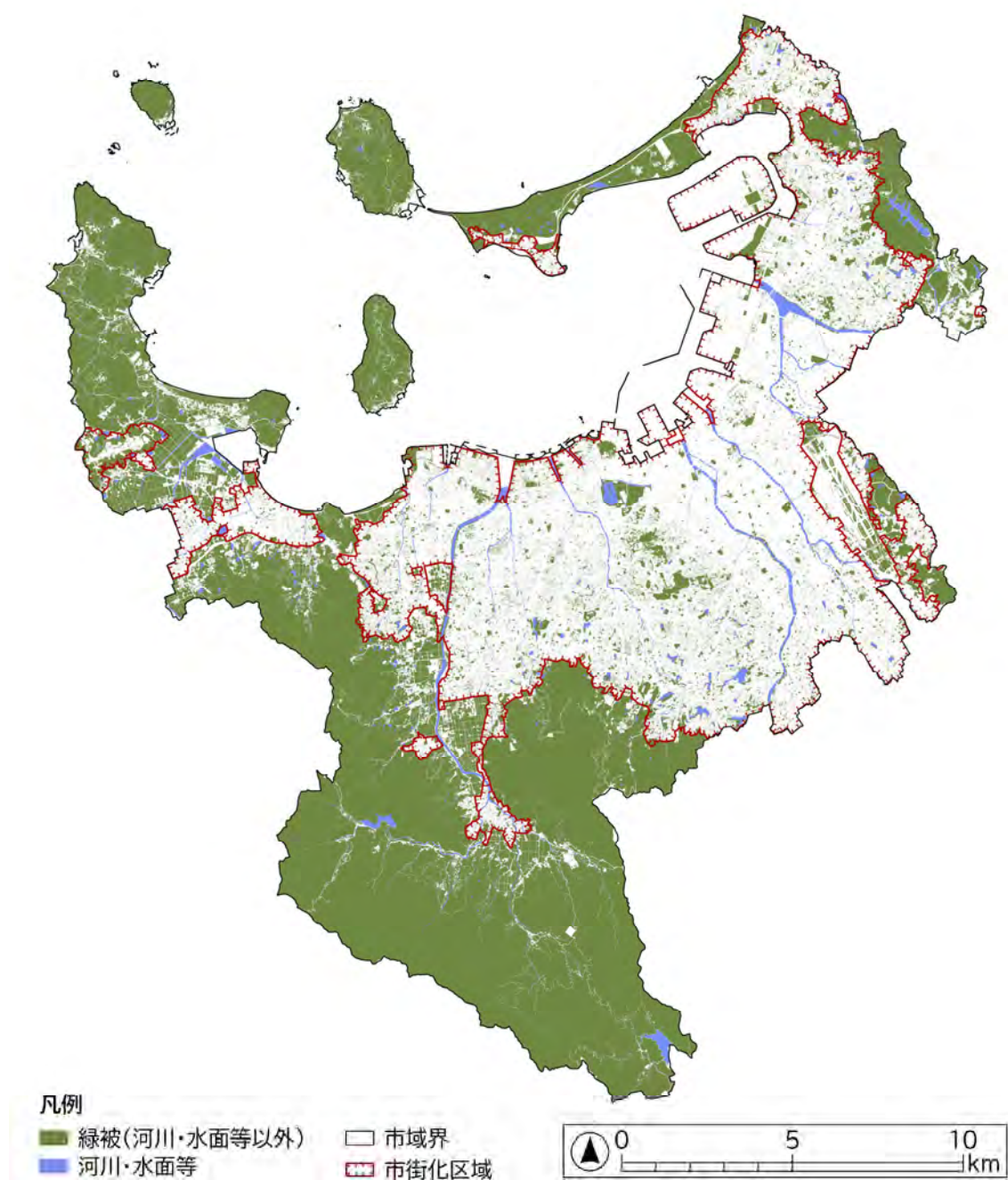


図 2-20 福岡市の緑被分布（令和 4 年度）

② 町丁目別

都心部では 10%未満の緑被率である町丁目が多く分布しており、緑被率が特に低い（3%以下）町丁目は、埋立地や中央区・博多区の都市部に集中しています。また、市街化区域内では緑被率 10～30%、市街化調整区域内は緑被率 60%以上の町丁目が多く分布しています。[▶図 2-21 参照]

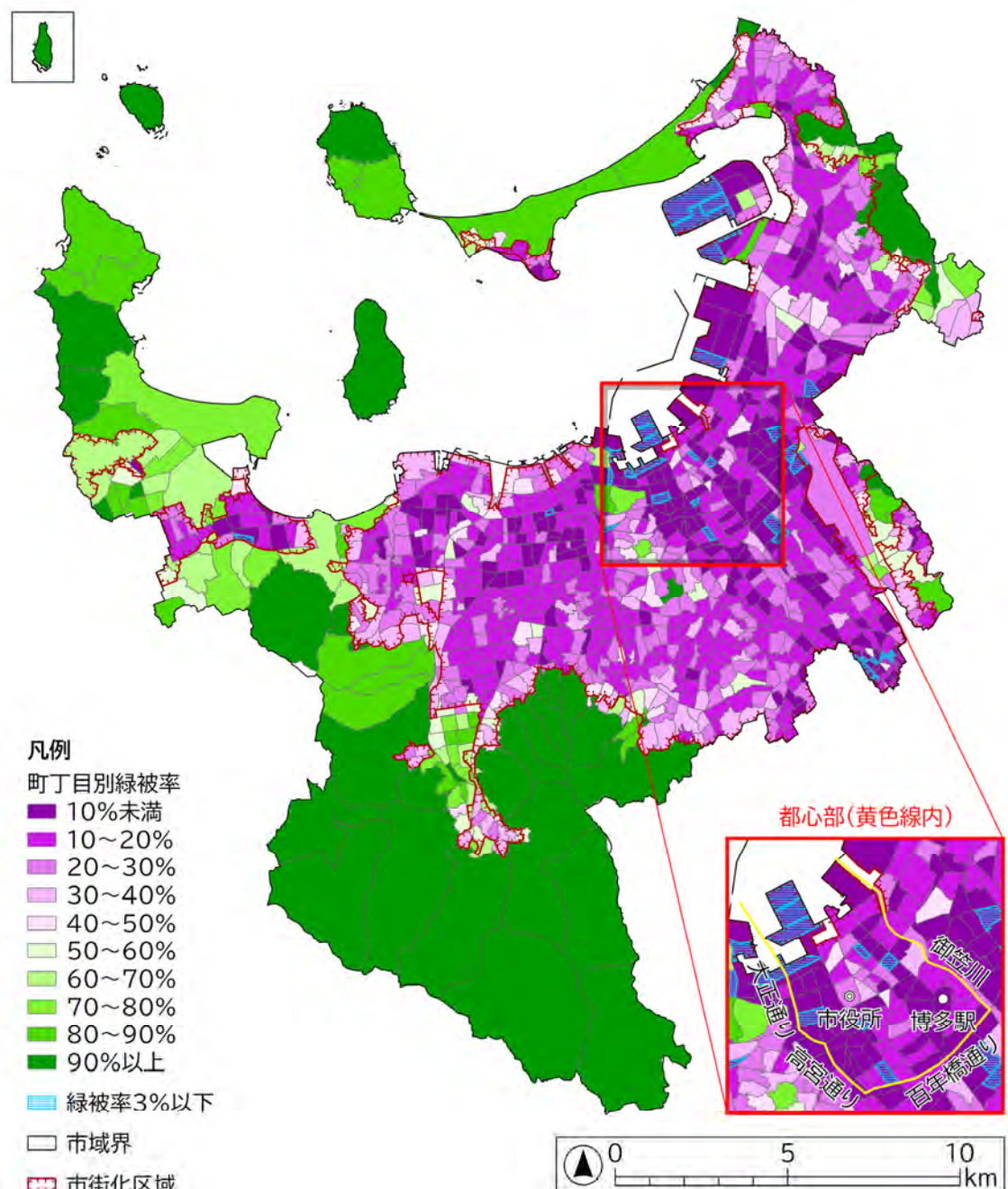


図 2-21 町丁目別緑被率（令和 4 年度）

③ 区別

緑被率が高い行政区は、早良区及び西区でそれぞれ行政区面積の79.3%、68.5%をみどりが占めています。一方、緑被率が低い行政区は、中央区及び博多区で、それぞれ行政区面積の22.3%、23.1%となっています。[▶図2-22 参照]

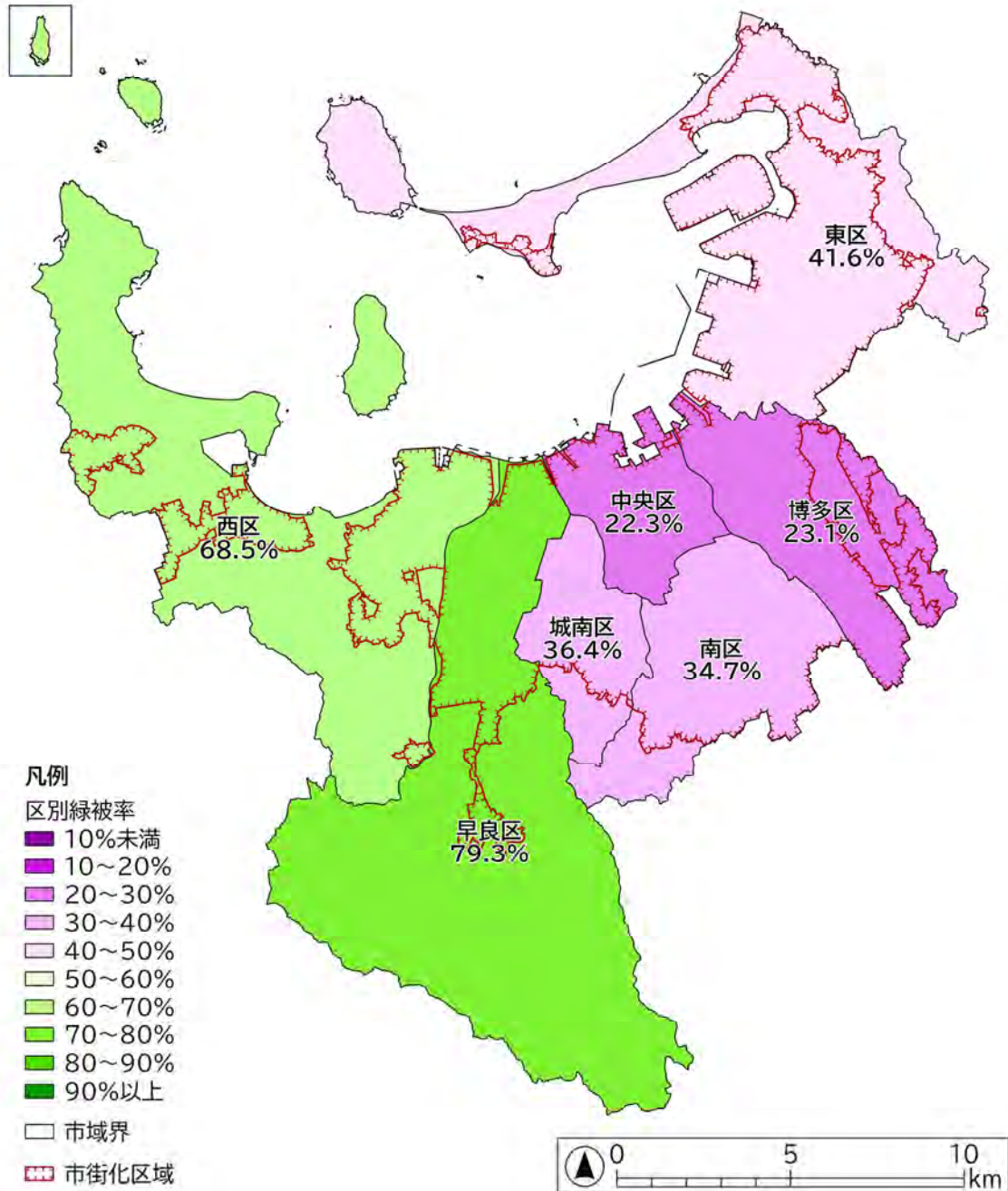


図 2-22 区別緑被率（令和 4 年度）

④ 土地利用別

みどりの6割以上を森林が占めています。森林、公園・緑地の緑被面積は増加しましたが、農地や住宅地の緑被面積は減少しました。

土地利用別の緑被面積では、市全域の緑被面積の18,984haに対して、森林が11,313haと60%を占めており、最も大きな割合を占めています。

割合の大きい順に、農地13%、公園・緑地等10%、住宅地6%、河川・水面等6%となっています。[▶図2-23 参照]

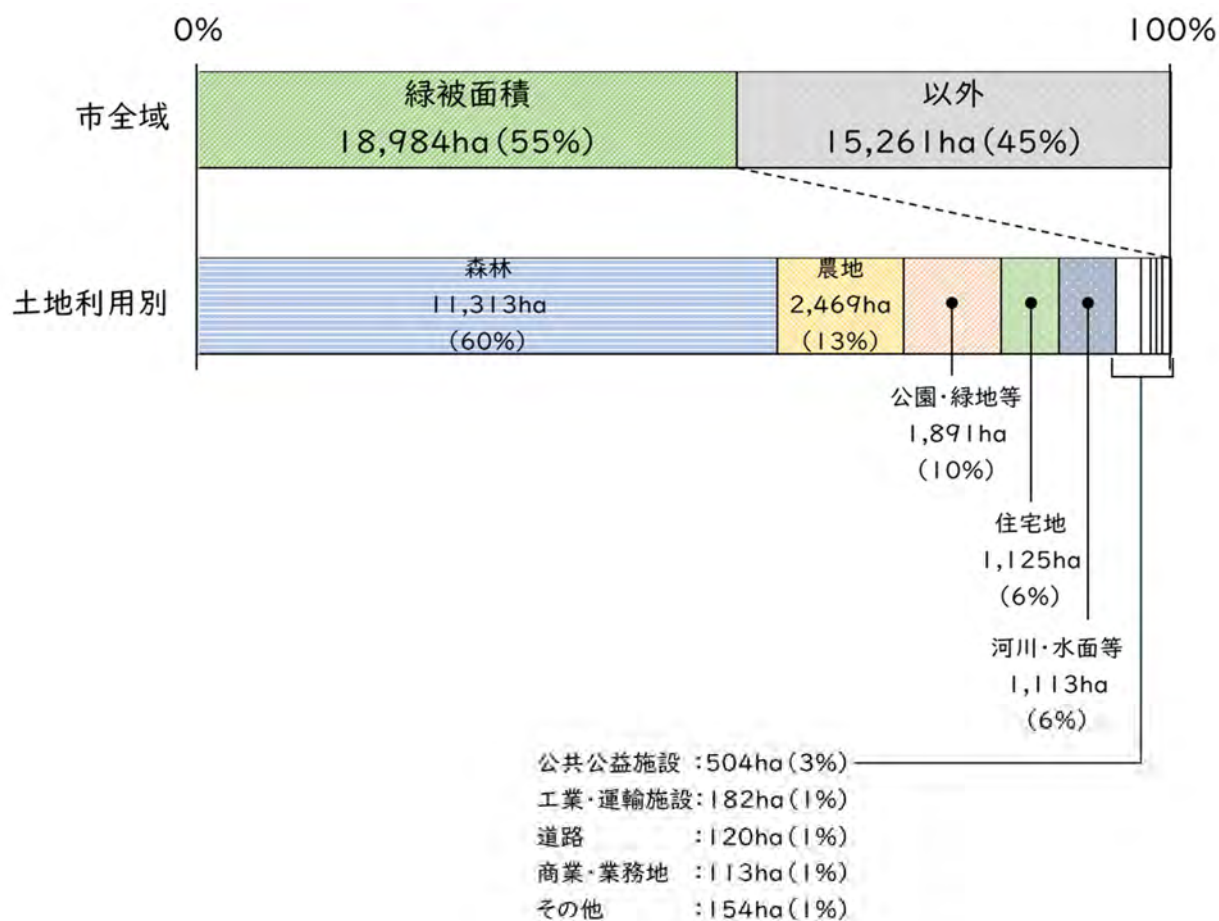


図2-23 土地利用別の緑被面積の内訳（令和4年度）

土地利用ごとの緑被面積の推移では、約15年前に比べて公園・緑地等が255ha増加しており、次に森林が135ha、公共公益施設が121haの順に増加しています。一方で、農地は503ha、住宅地は101haと、緑被面積が大きく減少しています。【▶表2-2 参照】

表2-2 土地利用別の緑被面積の変遷

	土地利用	H19	R4	増減	増減率	主な増減要因
保全系のみどり	森林	11,178ha	11,313ha	135ha	101%	【増】防風林等の生長、草地の樹林化 など
	農地	2,973ha	2,469ha	▲503ha	83%	【減】宅地・商業地の造成、市街化区域内の農地の減少 など
	河川・水面等	1,071ha	1,113ha	42ha	104%	【増】河川拡幅や水路設置に伴う水域の増加 など
創出系のみどり	公園・緑地等	1,636ha	1,891ha	255ha	116%	【増】新規公園の設置、既存公園の拡張 など
	道路	110ha	120ha	10ha	109%	【増】新設道路整備に伴う街路樹の新植 など
	公共公益施設	383ha	504ha	121ha	132%	【増】水処理施設センター整備や学校等の造成における緑地の整備 など
	住宅地	1,226ha	1,125ha	▲101ha	92%	【減】既存住宅地における植栽面積の減少 など
	商業・業務地	95ha	113ha	18ha	119%	【増】駅周辺の商業・業務地の開発に伴う植栽面積の増加 など
	工業・運輸施設	185ha	182ha	▲3ha	99%	※都市計画基礎調査において分類される土地利用区分の変更に伴うもの
	その他	8ha	154ha	146ha	2,025%	※都市計画基礎調査において分類される土地利用区分の変更に伴うもの
	緑被面積	18,864ha	18,984ha	120ha		

⑤ 永続性のあるみどり*

永続性のあるみどりの面積は、2007（平成19）年に比べて324ha増加しています。

特に公園緑地等においては、219ha増加しており、香椎浜中央公園や石丸中央公園などの新規公園の設置、また、国営海の中道海浜公園や西南杜の湖畔公園などの既存公園の拡張も増加の要因となっています。【▶図2-24参照】

また、森林（自然公園、保安林、水道水源かん養林、特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地、風致地区内の緑地）については36ha増加しており、主に保安林と水道水源かん養林の増加が要因となっています。【▶図2-24参照】

一方、農地（生産緑地地区、農用地区域、公共団体設置の市民農園、公共団体外が設置している市民農園）は40ha減少しており、主に農用地区域の減少が要因となっています。【▶図2-24参照】

* 「永続性のあるみどり」とは、次のいずれかの要件に当てはまるものと定義します。

ア 法令により土地利用転換が規制されている緑地

自然公園、保安林（民有保安林、国有林）、風致地区内の樹林地、特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地

イ 公的機関がそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設のみどり

ウ その他法令による位置づけがあるみどり

なお、上記要件に該当しない森林や農地、住宅地、商業・業務地、工業地の緑等は「永続性のないみどり」になります。

表2-3 永続性のあるみどりの種類

区分	みどりの種類		永続性のタイプ
保全系のみどり	森林	自然公園	ア
		保安林（民有保安林、国有林）	ア
		水道水源かん養林	イ
	樹林地	特別緑地保全地区	ア
		緑地保全林地区	ア
		市民緑地	ア
		風致地区内の緑地	ア
	農地	生産緑地地区	ア
		農用地区域	ア
		公共団体設置の市民農園	イ
		公共団体外が設置している市民農園	ウ
創出系のみどり	河川水辺等	河川、ため池	ア、イ
		海浜	ア、イ
	公園緑地等	都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等	イ
		条例で設置の公園（準都市公園）	イ
		港湾緑地	イ
		史跡、遺跡の公園的整備	イ
		公営住宅の児童遊園	イ
		空港周辺移転補償跡地の公園的整備	イ
	道路の緑	街路樹	イ
	公共公益施設の緑	公共施設	イ
		運輸施設	イ
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	緑地協定地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など	ウ
		風致地区内の民有宅地の植栽、生垣、庭木など	ウ
		地区計画で定める緑地	ウ
		工場立地法などによる工場内の緑地	ウ
		公開空地	ウ

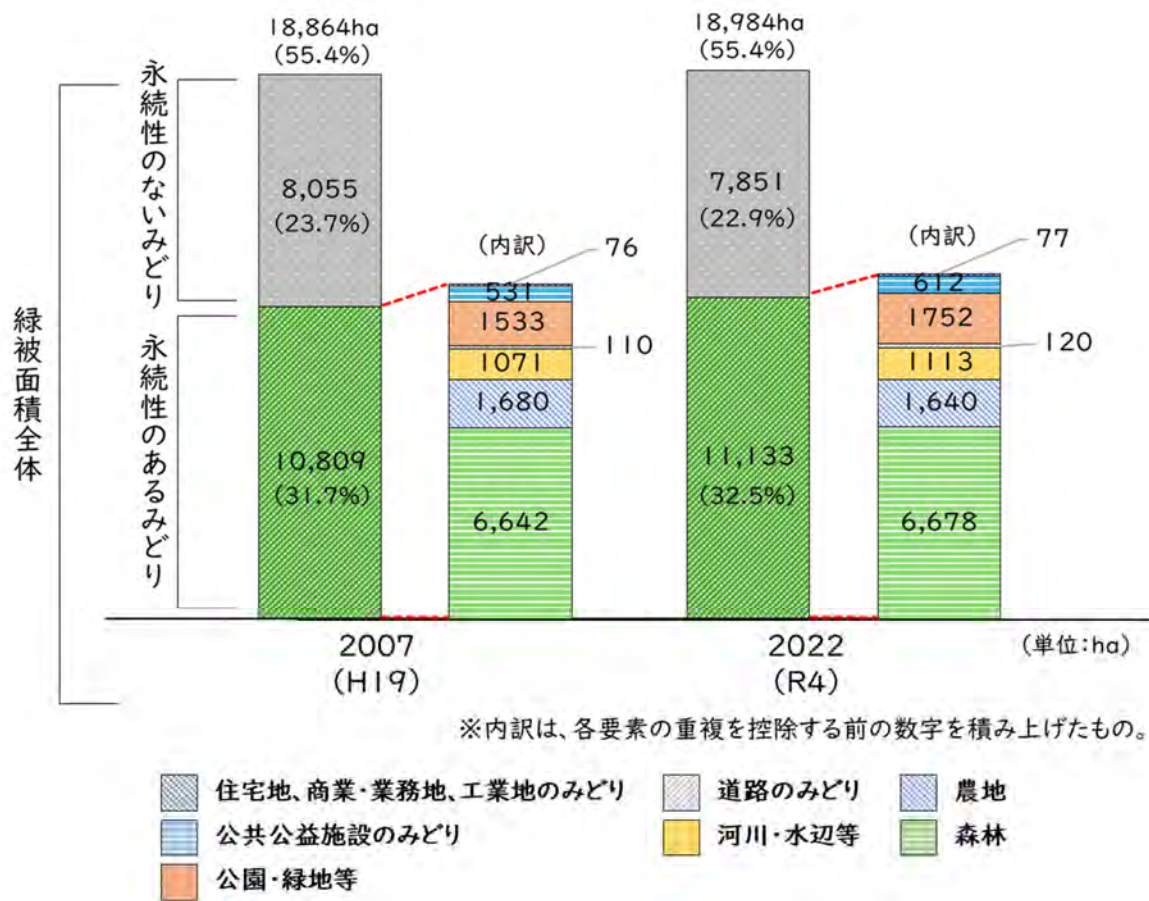


図 2-24 市全域における永続性のあるみどりの面積の推移

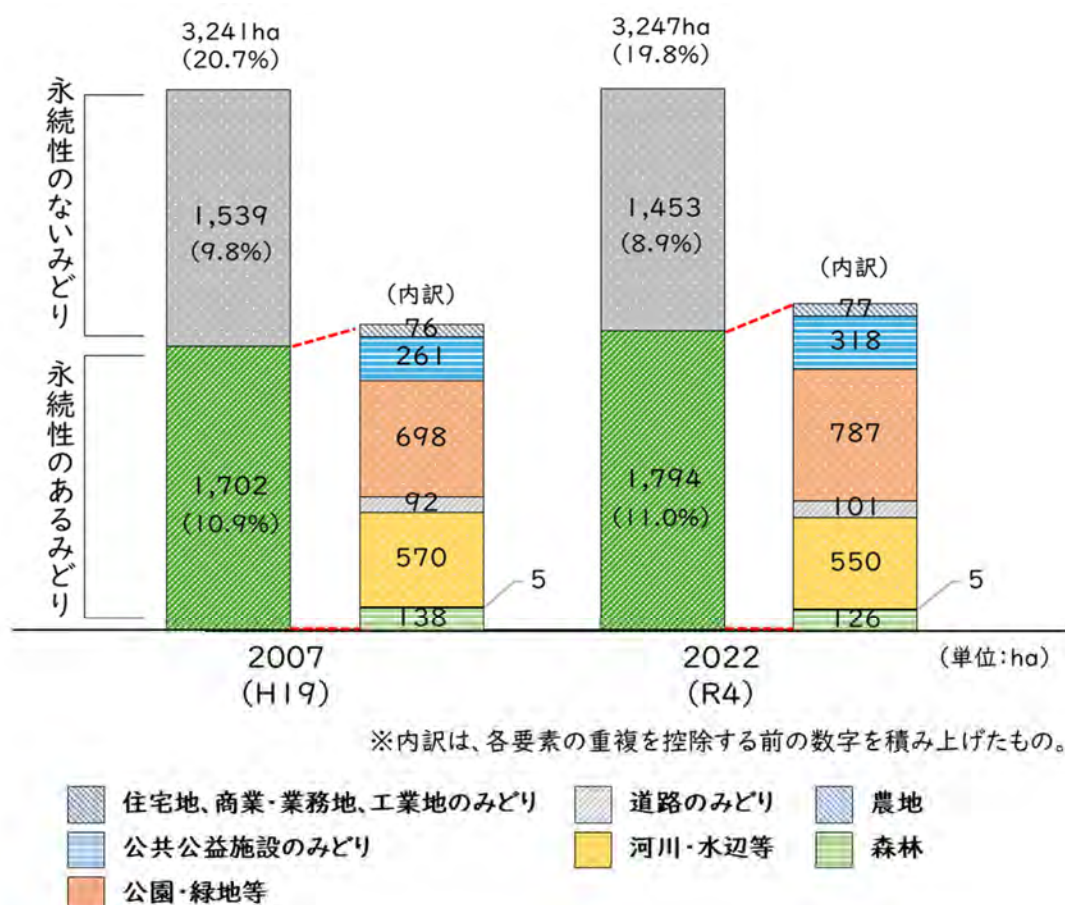


図 2-25 市街化区域における永続性のあるみどりの面積の推移

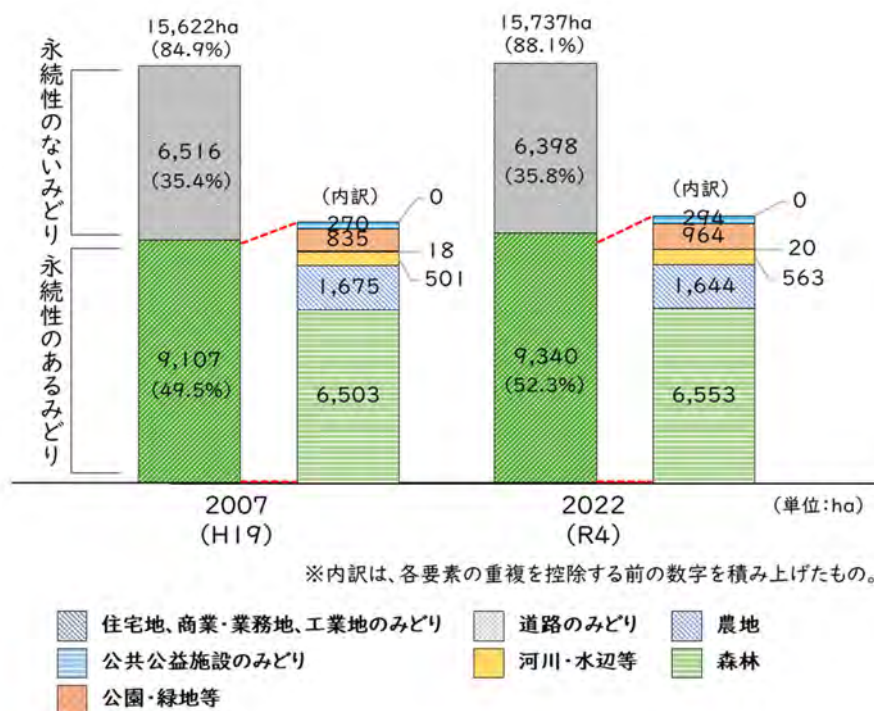


図 2-26 市街化調整区域等における永続性のあるみどりの面積の推移

⑥ 植生

福岡市の植生は、地域ごとに異なる植物群落で形成されています。

三日月山や鴻巣山、長垂山などには、1965（昭和40）年頃まで薪炭林として利用されていたシー・カシ萌芽林が主に分布しています。油山や脊振山、金山、飯盛山などには、戦前はスタジイ・ヤブコウジ群集が主に分布していましたが、戦後の林業政策によりスギ・ヒノキの植林が進められ、範囲が広がっています。

また、各地で竹林の拡大が確認されており、今後、他の植生への侵食により、森林の多様性の低下や、土壌保持力の低下による地滑り等の災害リスクも高まる恐れがあります。

【▶ 図2-27 参照】

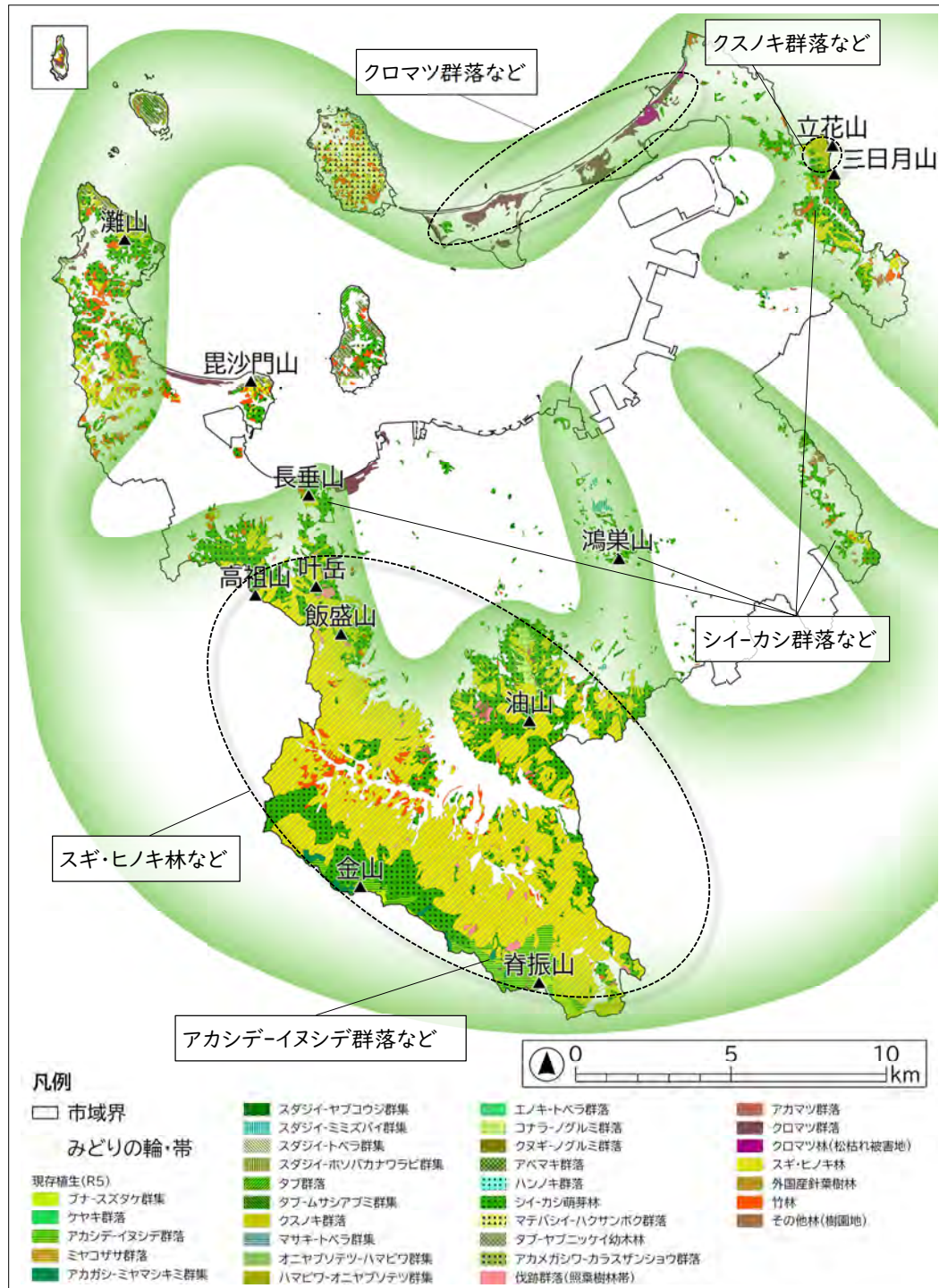


図2-27 福岡市の植生（令和5年度）

(3) 施策の変遷

(凡例) 国の法整備・計画等、市の条例施行・重要な計画策定等

福岡市の主な出来事	年代	緑地政策の変遷
	明治6年	太政官布達第16号(旧来の名所旧跡等の行楽地を公園として開園)
	明治9年	東公園供用開始(県営)
	明治14年	西公園供用開始(県営)
福岡市の誕生/ 九州鉄道(現 JR 鹿児島本線)開通	明治22年	
博多港が対外貿易港として開港	明治32年	
博多～釜山 定期航路開設	明治38年	
福博電軌(市内電車)営業開始	明治43年	
九州帝国大学の創立	明治44年	
	大正11年	香椎参道クス並木を整備
旧都市計画法施行都市となる	大正12年	水上公園供用開始(市営第1号公園で天皇ご成婚記念事業として整備)
九州鉄道(現西鉄大牟田線)開通	大正13年	
	昭和4年	大濠公園供用開始(県営)
雁の巣国際飛行場開設	昭和11年	
	昭和13年	土地区画整理事業により一本木公園供用開始
	昭和16年	南公園供用開始(防空緑地)
	昭和17年	小戸公園供用開始(防空緑地)
福岡大空襲/ 博多港が海外引揚援護港に指定される	昭和20年	
復興都市計画の決定/ 戦災復興土地区画整理事業の決定	昭和21年	疎開跡地公園として六軒屋公園他3公園(合計0.94ha)が計画決定
	昭和23年	第3回国体開催(舞鶴公園の供用開始に伴い主会場になる)/ 戦災復興土地区画整理事業着手に伴い、 特別都市計画公園として23公園が決定される (大公園:南公園・小戸公園・舞鶴公園、小公園:須崎公園ほか19公園)
	昭和25年	平和台野球場完成
博多港が最重要港湾に指定される/ 福岡空港の民間空港化	昭和26年	須崎公園一部供用開始(戦災復興)
	昭和28年	動物園供用開始(南公園内)
	昭和30年	冷泉公園供用開始(戦災復興)/平尾壺園供用開始
博多駅地区土地区画整理事業の決定(271ha)	昭和31年	
公共下水道の決定(1,009ha)	昭和32年	都市公園法施行
	昭和33年	福岡市公園条例施行/市街地緑化事業着手(3年間で5,000本を植栽)
福岡市基本計画策定	昭和36年	
福岡市民会館開館/現・博多駅移転して落成	昭和38年	
	昭和42年	貝塚公園供用開始(交通公園)
新都市計画法公布/ 塩原地区土地区画整理事業の決定	昭和43年	
福岡都市計画の 市街化区域・市街化調整区域の決定	昭和45年	
	昭和46年	雁の巣レクリエーションセンター供用開始
政令指定都市となり、5区が誕生	昭和47年	政令指定都市に指定され「緑の指定都市づくり」を宣言/ 第1次都市公園等整備五箇年計画スタート/第1次百万本植樹運動始まる/ 都市緑地保全法施行/福岡市緑化対策要綱を制定/ 緑地保全地区第1号指定(鴻巣山他)
新都市計画法に基づく新用途地域の決定	昭和48年	福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行/ 緑のプロムナード事業に着手(南北軸)
	昭和49年	
市の人口が100万人突破/ 山陽新幹線が博多まで開通	昭和50年	国営海の中道海浜公園の決定
天神地下街完成	昭和51年	第2次都市公園等整備五箇年計画スタート/東平尾公園一部供用開始
	昭和52年	福岡市緑地保全・緑化推進基本計画を策定 南公園駐車場有料化
湯水のため給水制限(287日間)	昭和53年	
福岡市美術館開館	昭和54年	福岡都市計画区域緑のマスタープランを策定/ 緑のプロムナード事業に着手(東西軸)/「市の木、市の花」を制定
福岡都市高速道路開通	昭和55年	植物園供用開始(南公園に編入)
地下鉄空港線開業/ 福岡国際センター完成	昭和56年	第3次都市公園等整備五箇年計画スタート/友泉亭公園供用開始/ 国営海の中道海浜公園一部供用開始
行政区の再編成により7区制開始	昭和57年	舞鶴公園駐車場有料化
筑後川受水開始	昭和58年	水上公園の彫刻「風のプリズム」完成(彫刻のあるまちづくり第1号)/ 「第3回緑の都市賞」において内閣総理大臣賞を受賞
	昭和59年	花畑園芸公園供用開始
	昭和61年	市内の公園数が1,000公園突破/ 第4次都市公園等整備五箇年計画スタート
福岡市基本構想策定/全区に区役所庁舎を整備	昭和62年	舞鶴公園で鴻臚館の遺構を発見
新市庁舎行政棟完成/市の人口120万人を突破	昭和63年	水上公園が「手作り郷土賞」受賞
アジア太平洋博覧会「よかとぴア」開催	平成元年	ユニバーシアード福岡大会を東平尾公園で開催決定
「アジア太平洋都市宣言」制定/ アジアマンス開幕/福岡市博物館開館/ 博多港が特定重要港湾に昇格	平成2年	第2次福岡市緑地保全・緑化推進基本計画策定/ 第45回国体開催(主会場 東平尾公園)

福岡市の主な出来事	年代	緑地政策の変遷
ベイスайдプレイス博多ふ頭オープン	平成3年	第5次都市公園等整備五箇年計画スタート
	平成4年	今津運動公園一部供用開始(昭和天皇御在位60年記念健康運動公園として整備)/ユニバーシアード福岡大会に向けて東平尾公園球技場の工事着手
博多港国際ターミナル開設	平成5年	松原運動公園一部供用開始
	平成6年	都市緑地保全法から都市緑地法に名称変更
ユニバーシアード福岡大会開催/ マリンメッセ福岡開館	平成7年	博多の森テニス競技場センターコート完成/博多の森球技場完成/ 「アジア太平洋閣会議」/ユニバーシアード記念平和の杜完成
福岡市総合図書館が開館	平成8年	第6次都市公園等整備五箇年計画スタート/中央区赤坂「フクロウの森」の買収
	平成9年	福岡市民有緑地保全基本計画の策定/ 公園づくり等ワークショップの開始(長丘中公園)
福岡都市高速道路が太宰府ICへ接続/ 福岡アジア美術館開館/博多港開港100周年	平成11年	「福岡市緑の基本計画」策定/ 市民緑地契約第1号
	平成12年	福岡市都市緑化委員会の設置/福岡市公共緑化連絡調整会議の設置
第9回世界水泳選手権大会福岡2001を開催	平成13年	松原運動公園供用開始
「第8次福岡市基本計画」の策定	平成14年	屋上緑化助成制度の創設/福岡市街路樹整備指針の策定/ 福岡市都市緑化マニュアルの策定/自然動物園構想の中止決定
福岡国際会議場開館	平成15年	
町世話人廃止/自治協議会制度導入	平成16年	景観緑三法の制定/都市公園法の改正(立体都市公園制度など)/ 緑のコーディネーター制度の創設
地下鉄七隈線開業/福岡県西方沖地震発生/ アイランドシティのまちびらき/ 九州大学伊都キャンパスへの移転開始	平成17年	第22回全国都市緑化ふくおかフェアの開催
第34回世界クロスカントリー選手権福岡大会開催	平成18年	指定管理者制度の導入/ 第26回緑の都市賞「都市緑化基金会長賞」を「こうのす里山クラブ」が受賞 アイランドシティ中央公園供用開始/「朝顔のカーテンプログジェクト」の実施/ 青葉公園供用開始
アジア太平洋環境会議(エコアジア2007)開催	平成19年	楽水園・松風園・友泉亭公園駐車場有料化
福岡県西方沖地震から3年/玄界島島民帰島完了	平成20年	西南杜の湖畔公園供用開始/小戸公園駐車場有料化
「福岡市2011グランドデザイン」を策定	平成21年	「福岡市新・緑の基本計画」策定
「福岡・釜山経済協力事務所」開所	平成22年	福岡城さくらまつりの開催/福岡市植物園開園30周年記念(温室リニューアル)
九州新幹線鹿児島ルート全線開通/ (東日本大震災)/ 博多港が「日本海側拠点港」に選定	平成23年	福博花しるべの開催/ 都市公園法の改正(都市公園における建蔽率などの条例委任)
「福岡市基本構想」「第9次福岡市基本計画」の策定/ 福岡都市高速道路環状線が完成	平成24年	かなたけの里公園供用開始/ 雁の巣レクリエーションセンター駐車場有料化
行財政改革プラン策定/市の人口150万人突破	平成25年	区所管公園の直轄管理試行(東区)
国家戦略特区に指定/福岡市立こども病院移転/ 福岡マラソン初開催	平成26年	セントラルパーク構想策定/雁の巣RC多目的グラウンド/ 今津運動公園球技場供用開始/百道中央公園駐車場有料化
	平成27年	区所管公園の直轄管理開始(全区)/西部運動公園駐車場有料化/ 西南杜の湖畔公園(レストラン)施設供用開始
天神ビッグバン始動	平成28年	「福岡市みどり経営基本方針」策定/中比恵公園保育所設置特区認可/ 水上公園(レストラン)施設供用開始
博多駅前道路陥没事故/ ヤンゴン市と姉妹都市締結/ 博多祇園山笠ユネスコ無形文化遺産	平成29年	都市公園法改正(Park-PFI制度等)/ 都市緑地法改正(市民緑地認定制度等)/ 生産緑地法改正(面積要件緩和、特定生産緑地制度の創設等)/ 公園条例改正(使用料等)/コミュニティパーク事業開始/ 今津運動公園駐車場有料化/西南杜の湖畔公園駐車場有料化
九州北部豪雨の支援/福岡市科学館開館	平成30年	一人一花運動開始/今津運動公園硬式野球場供用開始/ アイランドシティ中央公園駐車場有料化
九州大学移転完了/総合体育館開館/ 博多コネクティッド始動	令和元年	セントラルパーク基本計画策定/大井中央公園駐車場有料化
福岡市美術館リニューアルオープン/ G20財務大臣・中央銀行総裁会議開催/ ラグビーワールドカップ開催	令和2年	コロナ対策として、動植物園や日本庭園の閉鎖・有料公園施設や駐車場の閉鎖・大型遊具の閉鎖等を実施
新型コロナウイルス感染症発生	令和3年	平尾霊園(合葬式墓地)供用開始
福岡都市高速道路アイランドシティ線開通/ マリンメッセ福岡B館開館	令和4年	公園条例改正(Park-PFI制度)/ 高宮南緑地(旧高宮貝島家住宅)指定管理・施設供用開始/ インクルーシブな子ども広場整備指針の策定/都心の森1万本プロジェクト開始/ 植物園でボタニカルライフスクエアがオープン/ Park-PFI公募開始(清流公園、明治公園、東平尾公園)/ 舞鶴公園(福岡高等裁判所跡地)供用開始
地下鉄七隈線延伸開業/ 新型コロナウイルス感染症「5類感染症」へ移行/ 第20回FINA世界水泳選手権2023 福岡大会開催	令和5年	Park-PFI公募開始(香椎浜北公園、長垂海浜公園)/ インクルーシブな子ども広場(百道中央公園)供用開始/ 地域生物多様性増進法制定/ 都市緑地法の改正(緑の基本方針など)
「第10次福岡市基本計画」の策定/ 福岡市民ホール開館	令和6年	花の祭典~Fukuoka Flower Show Pre-Event~開催/ Park-PFI公募開始(音羽公園)/ Park-PFI事業 供用開始(東平尾公園大谷広場)/ グリーンビル促進事業開始/ インクルーシブな子ども広場(西南杜の湖畔公園、松原運動公園)供用開始/ 「福岡市みどりの基本計画」策定
	令和7年	

(4) 市民意識

① みどりに関する市民意見募集

■ 市民アンケート

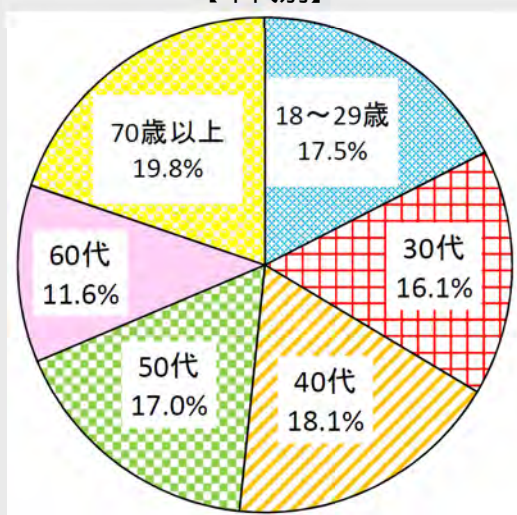
1997（平成9）年、2007（平成19）年、2023（令和5）年に行った「市政アンケート」の結果を比較すると、市民のみどりのまちづくりに関する意識と行動の現状と変化が以下のようになっています。

令和5年度市政アンケート調査

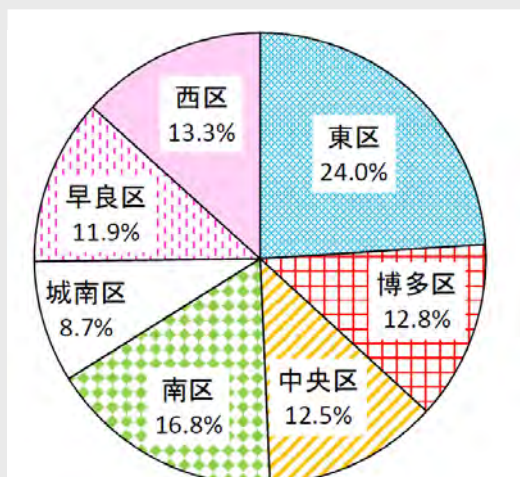
- ・実施期間：2023（令和5）年10月5日～19日
- ・回答方法：案内／郵送・メール、回答／郵送・インターネット
- ・回答件数：544人（調査対象者数：638人）

※市内に居住する満18歳以上の市民（住民基本台帳から無作為に抽出した市民の中から承諾を得て依頼）

【年代別】



【行政区別】

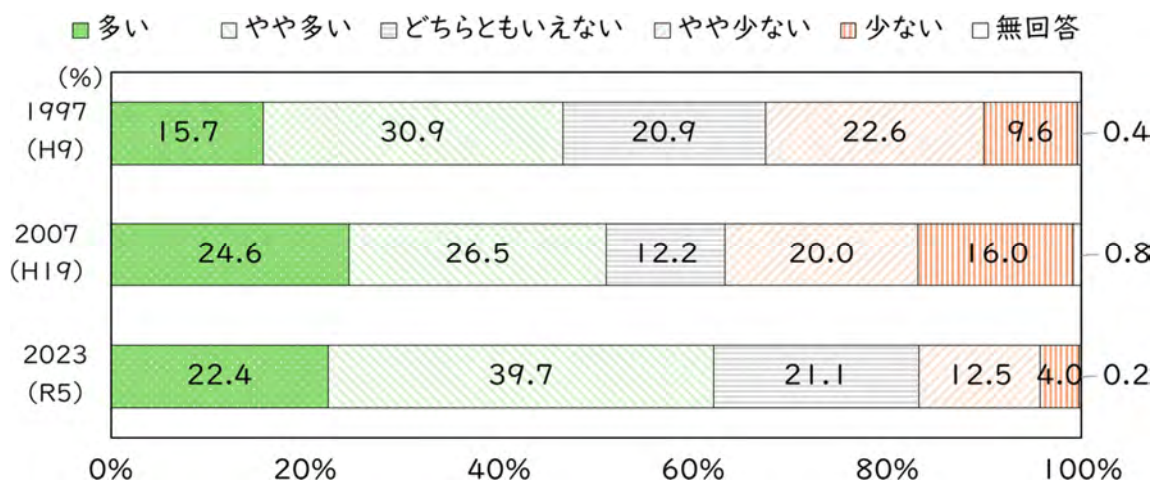


○ みどりに対する印象、考え

住まいの周辺のみどりを「多い」「やや多い」と感じる人の割合は、全体の約6割で、年々増加しています。

住まいの周辺のみどりの量を「多い」または「やや多い」と思うと答えた人は全体の62.1%を占めており、年々増加しています。「少ない」「やや少ない」と感じる人の割合は、1997（平成9）年、2007（平成19）年では30%以上を占めていましたが、2023（令和5）年では16.5%とかなり少なくなっています。

Q 住まいの周辺の「みどり」を多いと感じますか

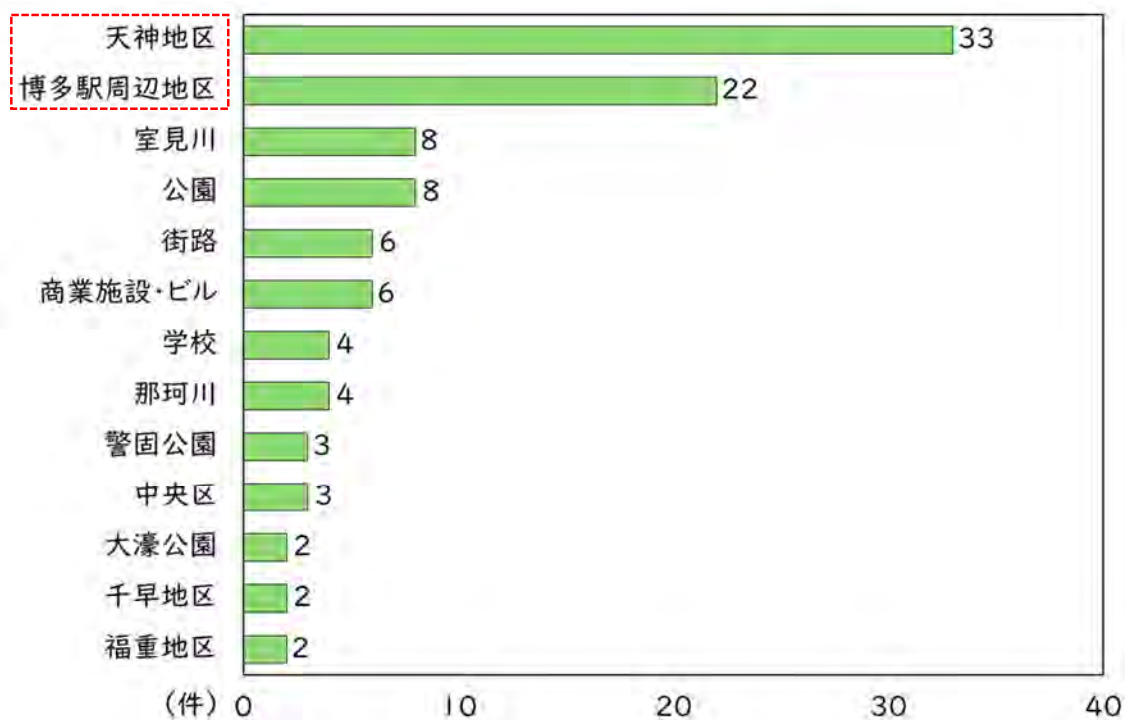


みどりを増やしたい場所としては、
「天神地区」や「博多駅周辺地区」の都心部が多く挙げられています。

「みどりを増やしたい場所」としては、多い順に天神地区が33件、博多駅周辺地区が22件と続いており、都心部のみどりの充実を望む声が多いことが伺えます。

次に「室見川」「那珂川」などの河川や公園が多く挙げられています。

Q 福岡市内で「みどり」を増やしたいと考える場所や種類はどこですか（自由記述）

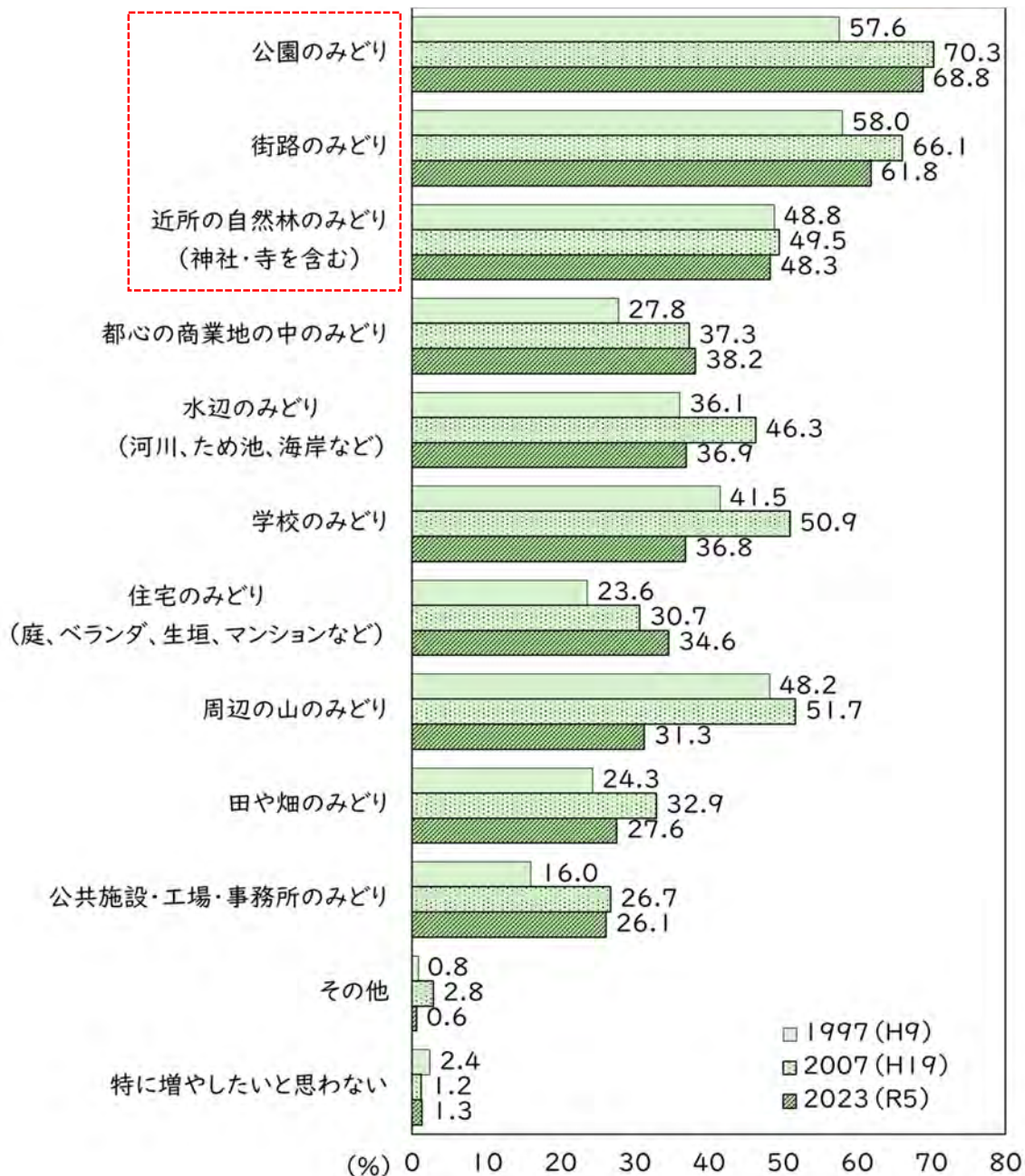


守りたい・増やしたいみどりとしては「公園のみどり」「街路のみどり」「近所の自然林のみどり」などが多く、「住宅のみどり」が年々増加しています。

「守りたい・増やしたいみどり」としては、「公園のみどり」や「街路のみどり」がどちらも6割以上と最も多く、その他には「近所の自然林のみどり（神社・寺を含む）」、「都心の商業地のみどり」「水辺のみどり」「学校のみどり」「住宅のみどり」が多く挙げられました。

過去と比較すると、「住宅のみどり」や「都心の商業地のみどり」の割合が徐々に増加しており、年々ニーズが高まっていることが伺えます。

Q 福岡市内のどのような「みどり」を守ったり増やしたいと思いますか



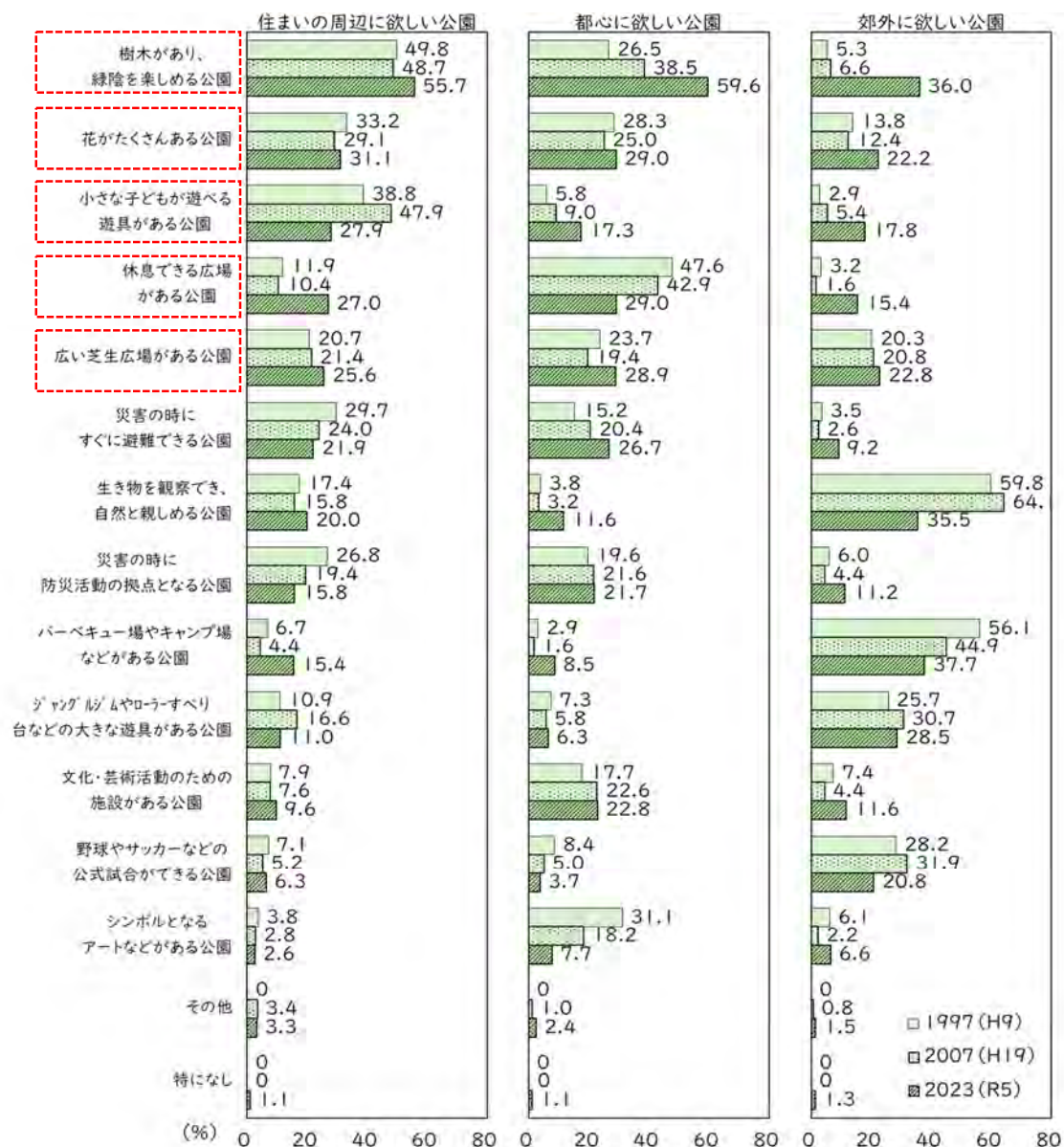
公園に求められるものとして「緑陰」「花」「休息」「芝生」が多く見られます。

「今後欲しい公園」として特に多くあげられたのは、住まいの周辺では、「樹木があり、緑陰が楽しめる公園」、「花がたくさんある公園」、「小さな子どもが遊べる遊具がある公園」、「休息できる広場がある公園」「広い芝生広場がある公園」、であり、憩いの場となる公園のニーズが高いことが伺えます。

都心では住まいの周辺と同様、「緑陰」、「花」、「休息」、「芝生」が重視されている他、「災害の時にすぐに避難できる公園」も多く挙げられました。

郊外では、「バーベキュー場やキャンプ場がある公園」「樹木があり、緑陰が楽しめる公園」「生き物を観察でき、自然を楽しめる公園」が多くあげられており、自然環境やアウトドアを楽しめる公園のニーズが高いことが伺えます。

Q 住まいの周辺/都心/郊外にどのような公園が欲しいと思いますか

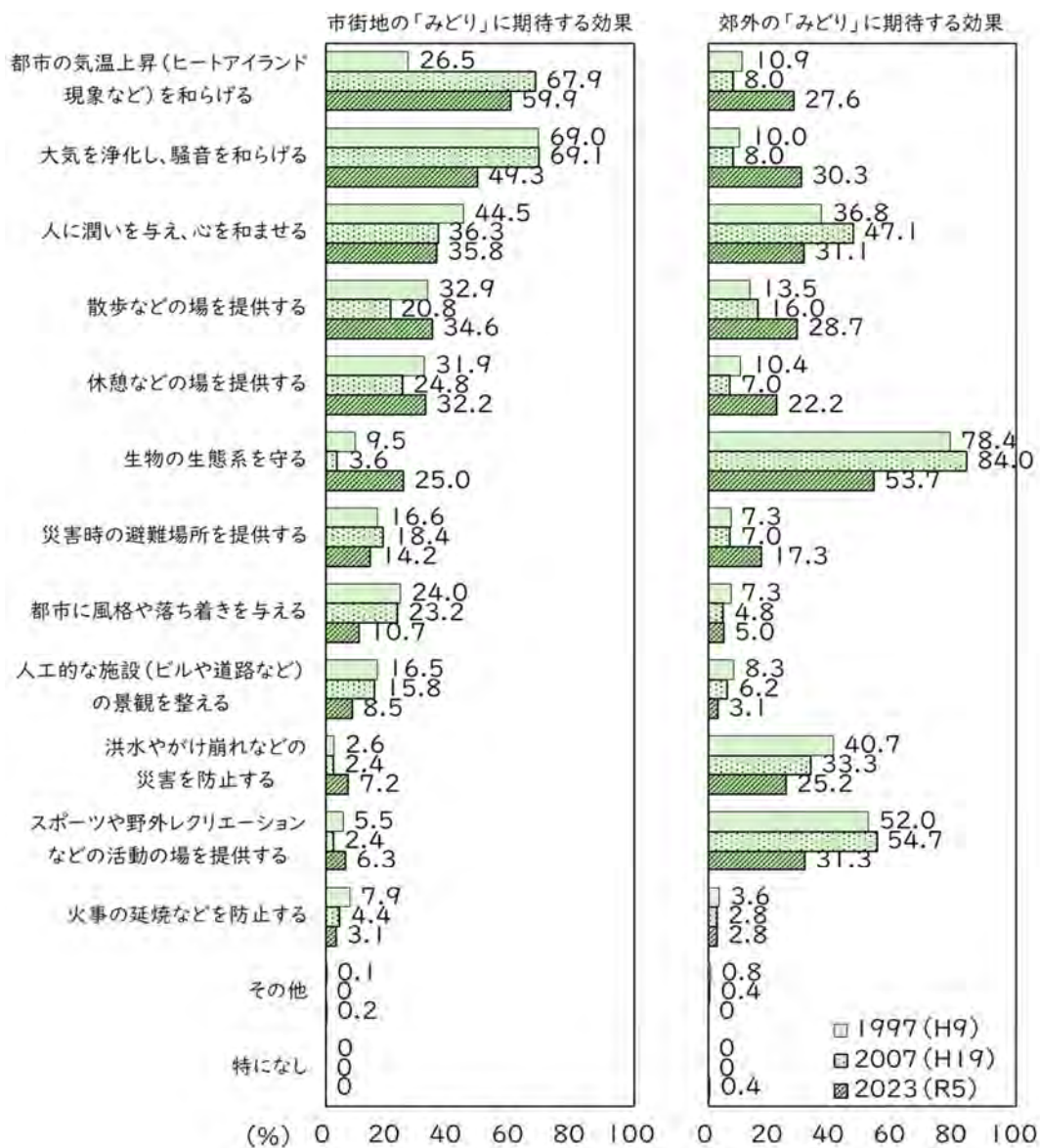


市街地は、気温上昇緩和・大気浄化など環境改善を期待する意見が多く、
市街地・郊外いずれにおいても、みどりに対して様々な効果が期待されています。

市街地の「みどり」に期待する効果としては、「都市の気温上昇緩和」が最も高く、次いで「大気浄化、騒音緩和」となっており、市街地においてはみどりによる環境改善を期待する意見が多くなっています

郊外の「みどり」については、「生態系の保護」が最も高く、次いで「潤い、心の和み」「大気浄化、騒音緩和」「都市の気温上昇緩和」「災害防止」が高くなっています。市街地の拡大に伴い、これまで市街地のみどりに期待されていた効果が、郊外のみどりにも期待されるようになっていきます。

Q 市街地/郊外の「みどり」にどのような効果を期待しますか



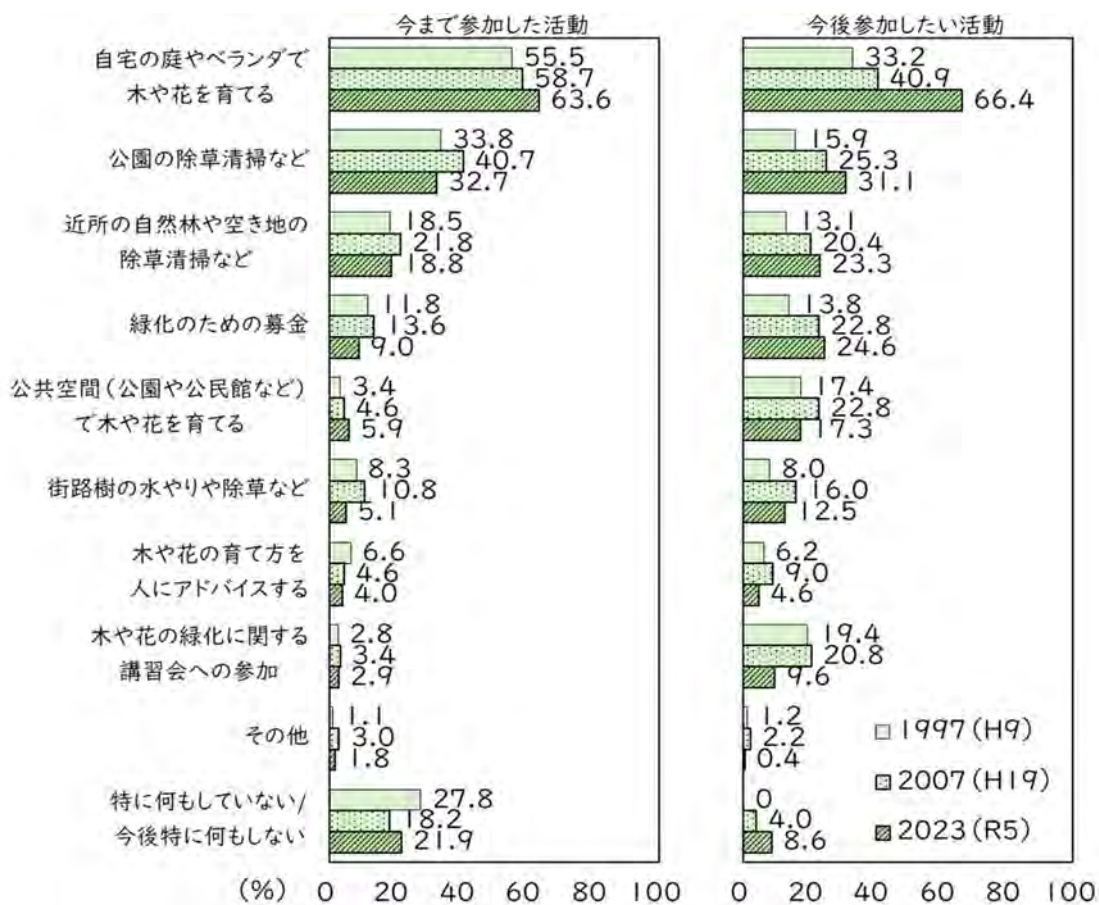
○ みどりのまちづくりへの参加について

自宅の庭やベランダ、公園、自然林等でのみどりを豊かにするまちづくり活動や、緑化のための募金に参加したいと思う人は増加しています。

「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」は、「今までに参加した活動」「今後参加したい活動」とともに6割以上と最も高く、かつ、過去と比較しても割合が増加しており、年々ニーズが高くなっていることが伺えます。

「公園での除草清掃」、「近所の自然林や空き地の除草清掃」、「緑化のための募金」は、今後参加したいと回答した人の割合は増加していますが、今までに参加したと回答した人の割合は減少しています。このことから、みどりのまちづくりへの参加意欲はあるが、その機会が無く、参加できていない市民が一定数いることが推測されます。

Q 今までに、みどりを豊かにするまちづくり活動に参加しましたか
今後どのような活動に参加したいと思いますか



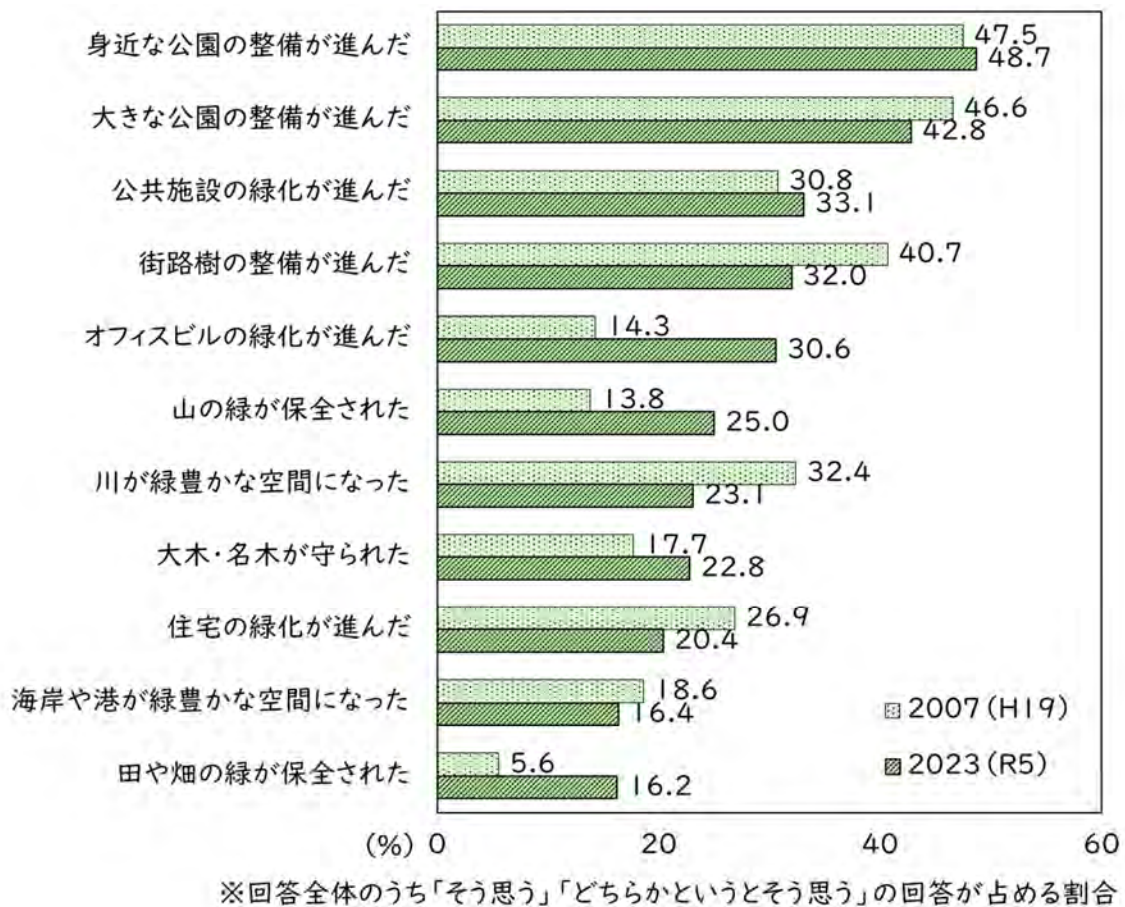
○ みどりの取組みに対する評価

公園の整備や公共施設の緑化は、進んだと評価されており、
田畑の保全、住宅や海岸・港の緑化は、あまり進んでいないと評価されています。

2023(令和5)年の調査において、市民の評価が特に高かったのは「身近な公園の整備」「大きな公園の整備」「公共施設の緑化」が続きました。一方、評価が低かったのは、「住宅の緑化」「海岸や港のみどり」「田畑のみどりの保全」となりました。

2007(平成19)年の調査結果と比較すると、特に「オフィスビルの緑化」「山の緑の保全」については割合が増加しましたが、「街路樹の整備」「川の緑」などについては割合が低下しています。

Q 過去約10年間で、福岡市全体のみどりは、それぞれどう変化したと感じますか



■ みどりに関する WEB アンケート

福岡市のみどりに関する取組みについて、みどりに関するイベントや福岡市のホームページにおいて WEB アンケートを実施しました。

- ・実施期間：2023（令和5）年11月3日（秋の舞鶴公園で遊ぼう！ ※舞鶴公園）、
11月11日・12日（一人一花サミット ※福岡市植物園）、
12月24日（市政だより令和6年1月1日号にて意見募集の記事を掲載）
- ・回答方法：2次元バーコードを読み取りオンライン回答
- ・回答件数：152人

Q 福岡市のみどりに関する取組みについて意見や感想を自由にご記入ください

分類	主な意見
公園の整備、維持管理	◆緑の多い、子供が遊びやすい公園（50代・中央区） ◆公園の草を刈ってほしい（40代・早良区）
緑地保全・緑化推進 街路樹・花壇	◆緑がある方がいいので頑張って増やしてほしい（40代・市外） ◆お花にあふれたまちにしていきたい（40代・中央区）
イベント・広報 一人一花運動	◆緑はあるものの、こんな所にあったのか!という感じで、緑の存在を知らない場所もあるので、もっと存在を広められたらいい（30代・東区） ◆もっと一人一花運動が広がってほしい（10代未満・博多区）



実施状況（一人一花サミット）



ブース内の様子

■ 児童に向けた意識調査

福岡市立三宅小学校 3 年生に「とっておきのみどり空間について」絵を書いていた
き、絵の内容に応じて、公園や樹木などの分類を行いました。

- ・実施期間：2023（令和5）年 10 月 23 日
- ・回答方法：対面にて書面回答（絵画）
- ・回答件数：127 件

Q とっておきのみどり空間について教えてください（絵を書いてください）

分類の結果、公園についての絵が47件と最も多く、児童にとっても最も身近なみどりが公園であることが伺えます。

分類	公園	樹木	川・海	自然	家	山・森	その他
件数	47	19	18	15	13	10	5

（参考：回答のあった絵）



公園



公園



樹木（保存樹）



山・森

②「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」概要

2023（令和5）年4月25日～10月31日に、第10次福岡市基本計画に向けた検討を進めるにあたり、次代を担う子どもたちや若者をはじめ、幅広い市民等から意見を募集しました。

■ オンラインアンケート

「あなたにとっての幸せな未来のために特に大切なこと」について、「健康的な生活ができること」「災害や犯罪などの不安が少ないこと」「身近に海や山などの自然があること」など、15項目の中から、幸せな未来のために大切な項目を選択し、選択した項目について満足度を回答いただきました（回答件数：8,242件）

結果、「身近に海や山などの自然があること」については、50.4%の方が選択されました。また、選択者の満足度については、88.6%の方が「満足」「やや満足」と回答しており、他の項目と比べても高い結果となりました。

■ 小中学校での意見募集

市内の小中学生約12万人を対象に、一人1台のタブレット端末を活用したアンケートを実施しました。

「まちに木や花などの緑が多いと思う」については、約9割の児童が「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答しており、高い割合となりました。

Q 福岡市のことについて、それぞれどのように思っていますか（抜粋）

項目（抜粋）	そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	思わない
まちに木や花などの緑が多いと思う	47.9%	39.0%	9.8%	3.3%
遊べる場所が多いと思う	55.8%	27.6%	11.4%	5.2%

Q 福岡市がまちづくりを進めていくうえで、あなたが大切にしたいほうがよいと思うものはどれですか

まちづくりを進めていくうえで、大切にしたいほうがよいものとして、「自然を大切にする取組み」が最も多くの回答がありました。



Q 福岡市のまちづくりについて意見がある人は、書いてください【自由記載】

まちづくりについて意見に関しても、「みどり、自然、生きもの」に関する件数が最も多い結果となりました。

分 類		件数
環境 (2,414)	みどり、自然、生きもの	1,711
	ごみ・リサイクル	350
	全般	162
	地球環境・エネルギー	102
	水辺	89
生活安全 (2,331)	防犯	697
	全般	633
	ルール・マナー	470
	交通安全	365
	防災	166
生活環境 (2,043)	全般	1,653
	景観	312
	動物・生きもの	78
産業 (1,241)	全般	728
	観光・娯楽	447
	農業・水産業	66
公園		1,075
交通 (951)	交通機関	591
	道路	360

分 類		件数
教育 (741)	学校	631
	社会教育・生涯学習	110
福祉 (593)	障がい者	226
	高齢者	209
	全般	158
行事・イベント		508
子ども・子育て		454
思いやり・助けあい、協力・協働・交流等		414
スポーツ		374
保健医療		191
文化・芸術・歴史		140
国際関係 (130)	外国人施策	89
	国際理解・国際交流	41
その他	公共施設・行政運営	124
	人権・ジェンダー等	76
	労働	72
	SDGs	63
	科学技術	55
まちづくり全般		1,074
特になし等		4,851

③ 市民・企業によるみどりのまちづくり活動への参加状況

■ 公園愛護会

公園の清掃・除草等の日常的な管理を自発的に行うボランティア団体である「公園愛護会」については、公園周辺の自治会・町内会・老人会・子ども会等を中心として結成されており、管理活動のご協力をいただいています。

結成団体数については2009（平成21）年から2022（令和4）年までに158団体増加しましたが、その年をピークとして、その後2024（令和6）年にかけて減少しています。



【▶図2-28 参照】

新規公園の設置等に伴い、新たな愛護会が結成されている一方で、高齢化及び担い手不足等の理由で活動継続が困難となり、解散する事例もあります。そのため、新たな担い手として周辺の企業等の参画を促進するほか、維持管理機材の貸出しや活動報告の簡略化等の事務的な負担の軽減など、愛護会活動をサポートする仕組みが必要です。

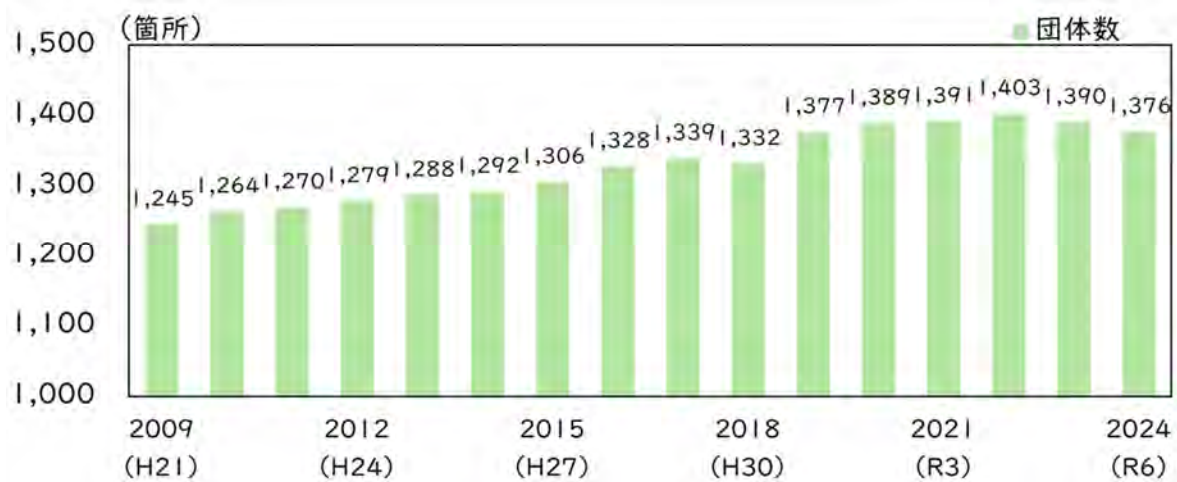


図2-28 公園愛護会団体数の推移

■ 緑のコーディネーター

市が認定する市民の花・緑づくり活動の指導・牽引役である「緑のコーディネーター」については、2005（平成17）年に「第22回全国都市緑化ふくおかフェア」の運営を支える市民ボランティアとして設立後、認定人数は年々増加し、2024（令和6）年には372名になっており、前計画策定時の2009（平成21）年と比較して2倍以上増加しています。▶図2-29参照



今後は、緑のコーディネーターとみどりのまちづくり活動に取り組む人のマッチングや活躍の機会の創出など、みどりのまちづくり活動の輪をさらに広めることが重要です。



図2-29 緑のコーディネーター認定者数の推移

■ 地域の花・森づくり活動団体

自主的に取り組む花づくりや森づくり活動を支援する「地域の花・森づくり活動認定団体」は、特に地域の花づくり活動の認定団体数が年々増加しており、2024（令和6）年には232団体となり、前計画策定時の2009（平成21）年と比べて5倍以上に増加しました。

こうした活動の広がりを維持するためには、今後も継続的に支援を行うことが重要です。▶図2-30 参照



図2-30 地域の花・森づくり活動認定団体数の推移

■ 一人一花運動

歩道や公園などの公共空間で、市民や企業などが、花壇づくり活動に取り組むことができる制度「ボランティア花壇」の活動団体数については、2018（平成30）年の一人一花運動の開始後から年々増加しており、2024（令和6）年には382団体となっています。▶図2-31 参照



図2-31 ボランティア花壇の活動団体数の推移

天神地区や博多駅周辺地区などの都心部を彩る花壇の維持管理にご協賛いただく制度「おもてなし花壇」については、一人一花運動の開始後から年々増加しており、2024（令和6）年には協賛企業数は185団体となっています。

▶図2-32 参照



図2-32 おもてなし花壇の協賛企業数の推移

民有地などで花づくりに取り組む団体や企業等を登録する制度「一人一花パートナー花壇」についても、制度開始後に年々増加しており、2024（令和6）年には662団体となっています。▶図2-33 参照



図2-33 一人一花パートナー花壇の活動団体数の推移

(5) 前計画の評価

①総括目標の達成状況

■ 全市域におけるみどりの面積（うち永続性のあるみどりの面積）

2007（平成19）年以降、新規公園の設置や既存公園の拡張、公共施設の整備における緑地の設置などのみどりの創出によって、みどりの面積は56ha増加し目標達成しました。また、永続性のあるみどりの面積においても250ha増加しましたが、前計画の目標の達成には届きませんでした。[▶図2-34、2-35 参照]

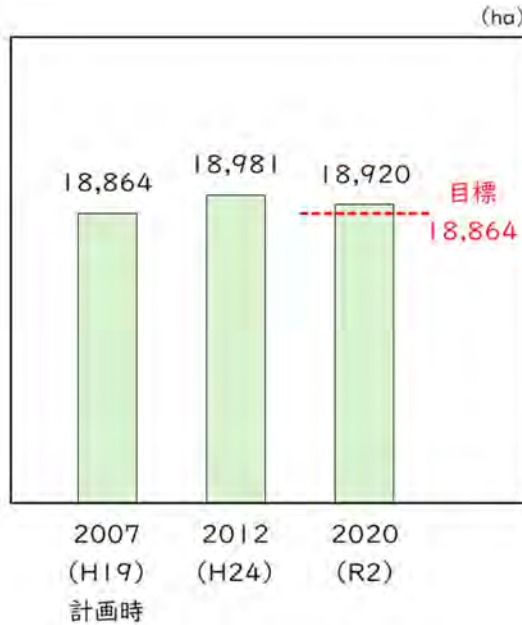


図 2-34 全市域におけるみどりの面積の推移

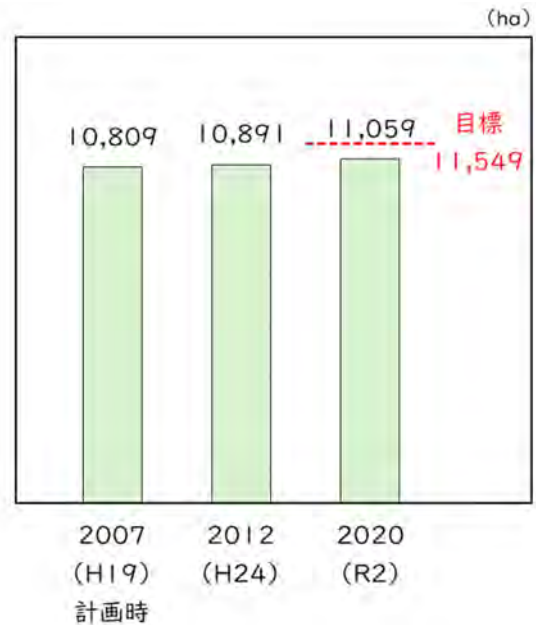


図 2-35 永続性のあるみどりの面積の推移

■ 市内のみどりによる二酸化炭素吸収量、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

市内のみどりによる二酸化炭素吸収量は、前計画策定時から約 5,000t-CO₂/年¹増加しましたが、商業地や工業地のみどりの増加が伸び悩むなどの理由により、前計画の目標達成に至る十分な取組みが進んでいません。[▶図 2-36 参照]

また、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量についても、前計画策定時と比較して増加しているものの、屋上緑化面積の確保が進んでいません。[▶図 2-37 参照]

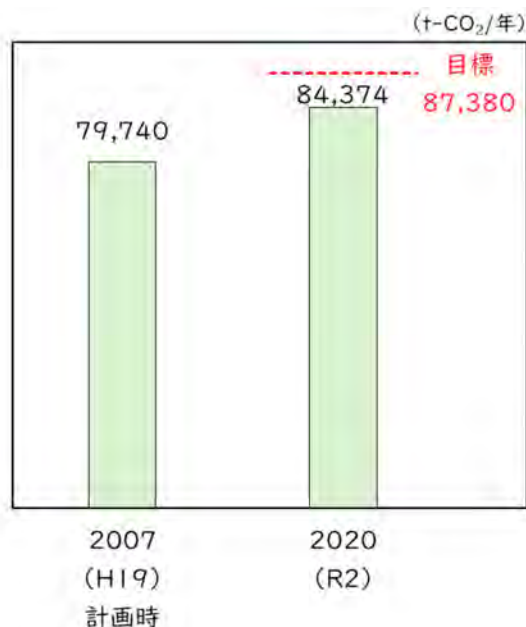


図 2-36 市内のみどりによる二酸化炭素排出吸収量の推移

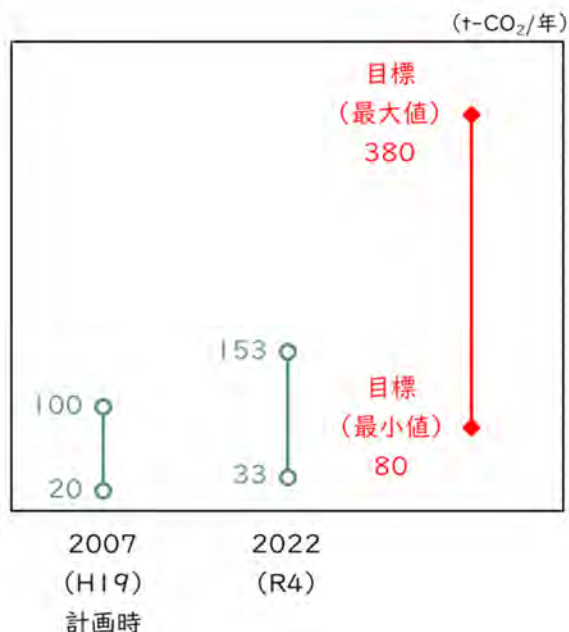


図 2-37 屋上緑化による二酸化炭素排出削減量の推移

■ 身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合

身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合は、2007（平成 19）年に比べて増加したものの、前計画の目標である 55%には達しておらず、30%前後でとどまる結果となっています。[▶図 2-38 参照]



図 2-38 身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合

¹ t-CO₂/年：二酸化炭素（CO₂）の排出量や吸収量を、1年間あたりのトン（t）単位で表したもの。

②分野別の成果等と施策の進捗状況

■森林・樹林地

自然公園や保安林、風致地区等の指定により、市街化調整区域における樹林地は保全されている一方、市街化区域内においては、月隈・東平尾公園周辺、九大伊都キャンパス、油山周辺などで小規模な樹林地の消失が見られます。[▶図 2-39 参照]

また、森林のみどりが豊かであると感じている市民の割合は増加傾向にあり、70%前後を推移しています。[▶図 2-40 参照]



図 2-39 永続性のある樹林地の面積の推移

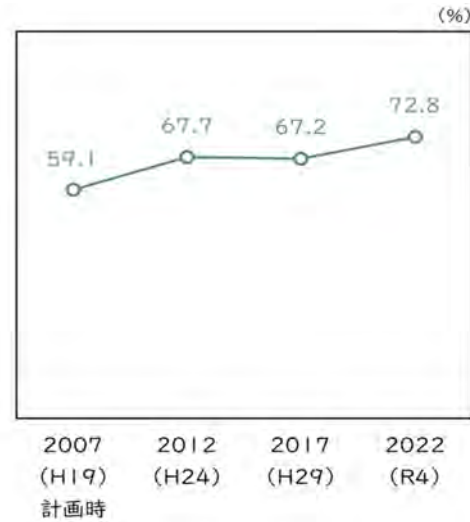


図 2-40 森林のみどりが豊かであると感じている市民の割合

福岡市では、手入れがなされず今後荒廃する恐れがある私有林が全体の約6割となっていることから、荒廃の恐れがある森林を生物多様性の保全や水源かん養などの多面的機能が長期的に発揮できる森林へ誘導していくため、2008（平成20）年度から間伐による森林整備を始めており、みどりの質の向上に取り組んでいます。

永続性のある樹林地のうち、特別緑地保全地区については、2024（令和6）年時点で、計71箇所・117.5haの緑地を指定しています。[▶図 2-41 参照]

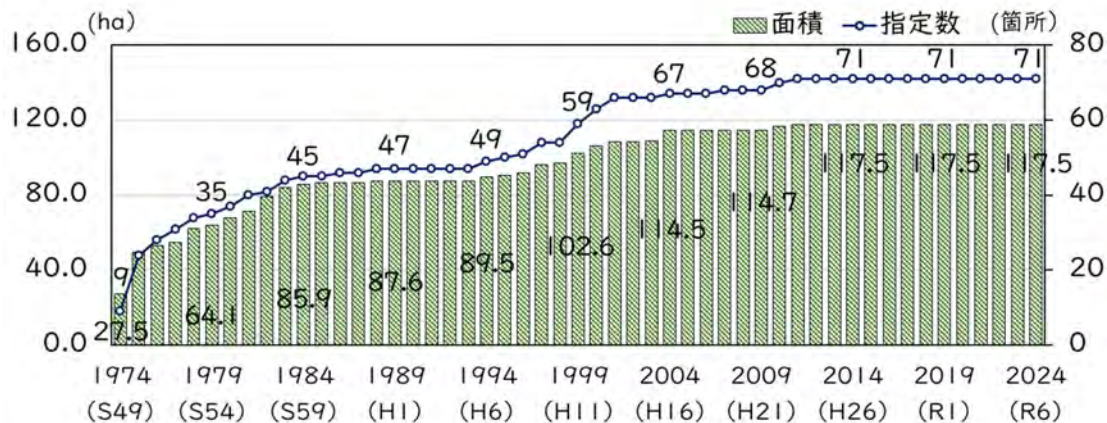


図 2-41 特別緑地保全地区の指定状況

■農地

農地に関しては、先述「(2) みどりの状況 ④土地利用別のみどり」のとおり、2007(平成19)年から2022(令和4)年までの約15年間で503haと減少しています。

また、持続性のある農地については、市街化区域の農地では生産緑地地区や市民農園、市街化調整区域では、農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域に指定されています。こちらも、約15年間で30ha減少しており、特に、市街化調整区域の減少が顕著に見られます。[▶図2-42 参照]

農地を維持する農業従事者数及び農業戸数においても年々減少傾向が続いています。

[▶図2-43 参照]



図2-42 持続性のある農地の面積の推移

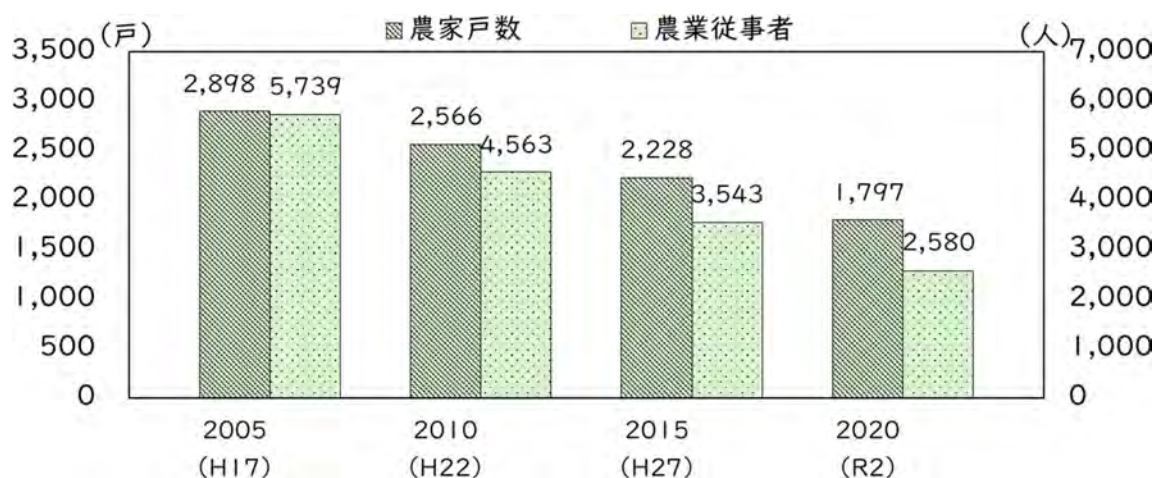


図2-43 農業従事者数及び農業戸数の推移

出典：農林水産省「農林業センサス」

また、市民農園等については、令和5（2023）年度時点で26か所開設しており、区画数は増加傾向にあります。[▶表2-3 参照]

表 2-3 市民農園等の設置状況の推移

（単位：か所、区画）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設数	24	24	24	25	26
区画数	1,683	1,686	1,466	1,569	1,731

出典：令和6年度福岡市農林業振興審議会資料
「資料1 農林業を取り巻く情勢 農林業総合計画に基づく取組み」

■河川・水辺等

河川・水辺等については、瑞梅寺川や周船寺川の川幅、西区今津を通る水路幅の拡幅、市域境界の変更による市域内の海面の増加等によって、2007（平成19）年から2022（令和4）年までに約42ha増加しました。一方、都市高速環状線の野多目-梅林間の周辺において、6か所のため池が埋め立てられる等、市街化区域内で小規模なため池が消失しています。[▶図2-44 参照]



図 2-44 永続性のある河川水辺等の面積の推移

■都市公園

都市公園の数は、前計画策定時の2009（平成21）年から2024（令和6）年までに112箇所増加しており、1,709箇所となっています。[▶図2-45 参照]

また、公園面積は増加しているものの、総人口数の増加が上回っていることから、市民1人当たりの公園面積は、前計画策定時の2009（平成21）年の8.81㎡と比べ、2024（令和6）年では8.67㎡と低下しています。[▶図2-46 参照]

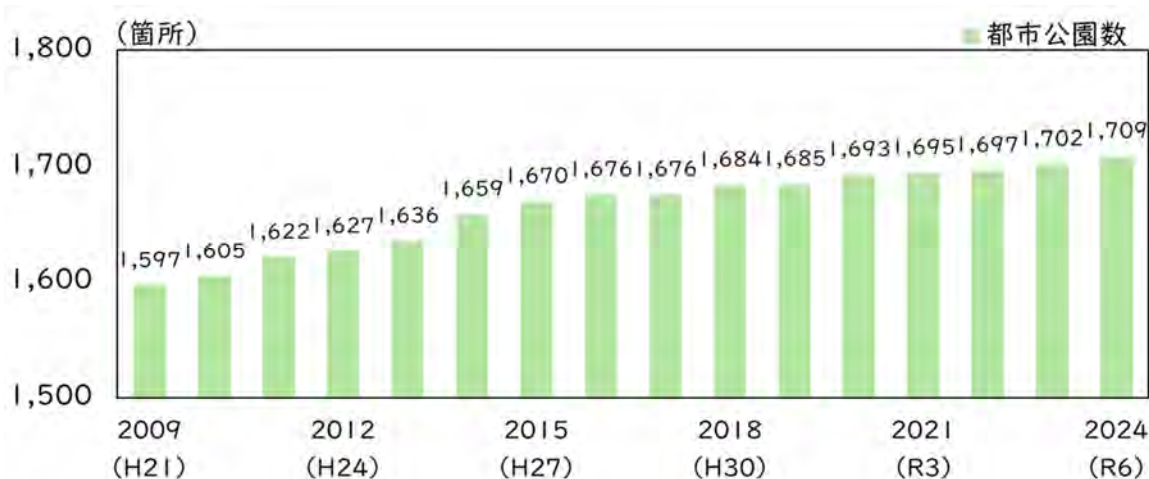


図2-45 都市公園数の推移

※県営・国営公園、市民緑地含む

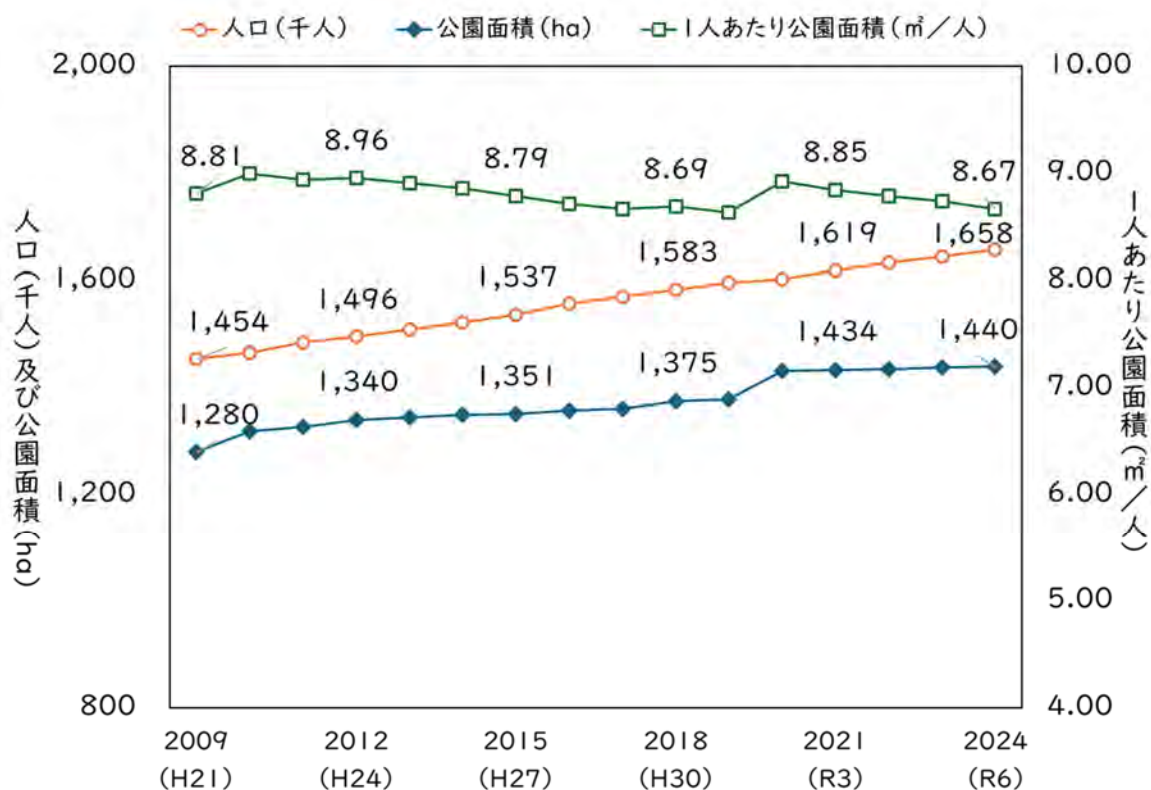


図2-46 市民1人当たりの公園面積の推移

都市公園の再整備箇所数（部分的な再整備も含む）については、前計画策定時の2009（平成21）年から2024（令和6）年までに191箇所を実施しています。【▶図2-47 参照】

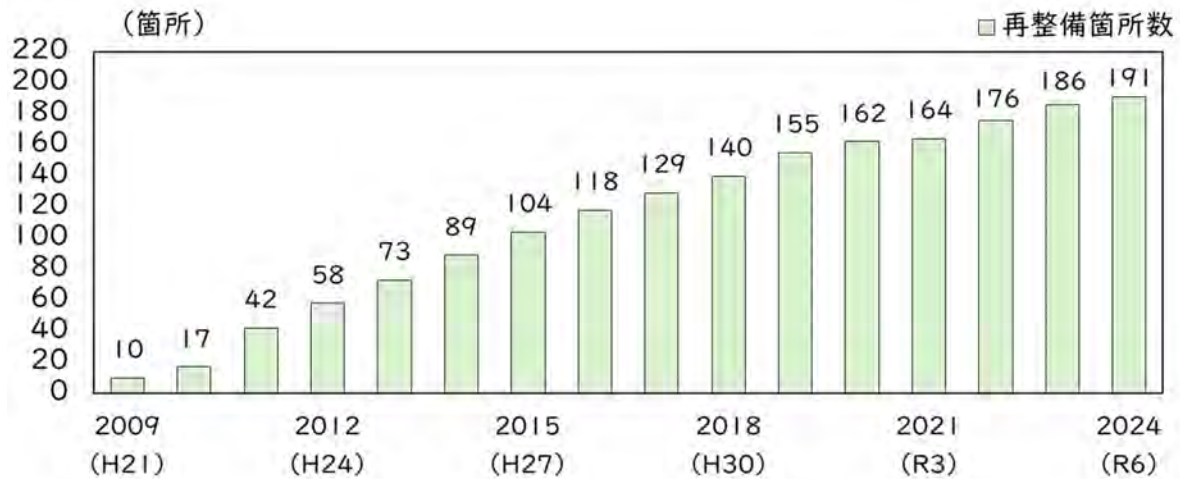


図2-47 公園再整備箇所数の推移



■街路樹

街路樹（高木）の本数は、前計画策定時の2009（平成21）年から2024（令和6）年までに約4,000本増加しています。なお、病虫害や腐朽、老齢化等に伴い、やむを得ず撤去する場合もあり、近年では本数は若干減少しています。【▶図2-48 参照】

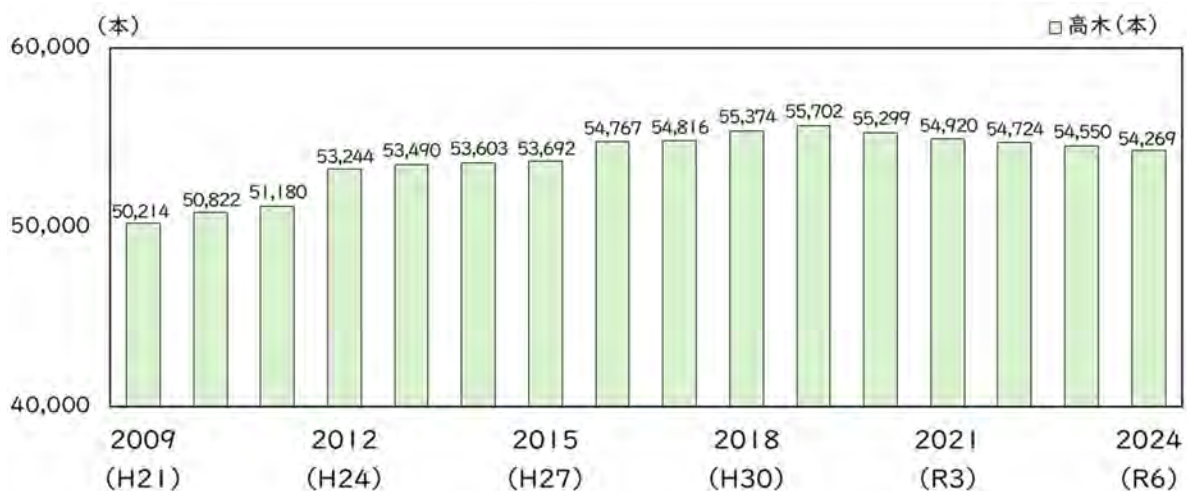


図2-48 街路樹(高木)本数の推移

※住宅都市みどり局管理分

3 福岡市のみどりの課題

課題1：みどりの骨格となる森林や樹林地、博多湾の保全・回復

- 森林においては、スギ・ヒノキなどの人工林や荒廃による種の多様性の低下を防ぎ、多面的機能が発揮されるよう管理する必要があります。管理や活用においては、福岡市農林業総合計画などの関連計画と整合を図りながら、取り組むことが重要です。
- 樹林地においては、市街化区域の開発等に伴う減少を防ぐため、法や条例等に基づく開発規制により保全するとともに、市民・企業などの多様な主体との共働による管理や活用を図るなど、様々な手法により保全することが重要です。
- 博多湾水際帯においては、海岸林や干潟などにおいて多様な生物の生息・生育空間となっており、また、水辺のある風景として市民の憩いの場を提供する、豊かな自然環境を保全・創出することが重要です。
- ネイチャーポジティブの実現など、みどりを取り巻く世界や国内の動向を踏まえ、みどりの保全に取り組むことが重要です。

課題2：山と海をむすぶ市街地のみどりのネットワークの充実

- 山から海に流れる河川は、多様な生物の生育・生息空間となり、また、水と緑の美しい景観を形成することから、河川の保全や河川敷の緑化等の取り組みにより、良質な水の確保や生物多様性の向上を図り、みどりのネットワークの充実を図ることが重要です。
- 市街地にある樹林地や街路樹、公園などのみどりは、山と海を結ぶみどりのネットワークとして重要な役割を担っています。そのため、これらのみどりを保全するとともに、整備や管理の充実などを行うことで、質の高いみどりの連続性を確保し、生物多様性の保全・回復・創出に取り組むことが重要です。
- 減少する農地を防ぐため、法や条例等に基づく開発の規制等によって保全するとともに、農業従事者に対しても営農の支援や市民の農業への理解促進、担い手の育成に取り組むなど、新たな農地の創出や農地の維持にも取り組む必要があります。

課題3：都心部や身近な地域におけるみどりの創出

- 「身近な地域においてみどりが豊かであると感じている市民の割合」は30%前後でとどまっていることから、公共施設や民有地において緑化を推進する取組みを進めるとともに、公園や街路樹、花壇の整備や管理により、街中の様々な場所が花や緑にあふれ、歩いて楽しめるまち並みの創出に取り組むことが重要です。
- 都心部においては、都市機能の集積や土地の高度利用が進んでいるため、余剰地が少なく、まとまったみどりの創出が容易ではない一方で、今後も多くの市民や外国人が訪れることが見込まれ、かつ、天神地区や博多駅周辺地区においてみどりを求める市民の意見が多いことから、目に見えるみどりを増やす取組みを進めるとともに、みどりの象徴的な拠点をつくるなど、みどりによる都市の魅力向上に取り組むことが重要です。
- 住宅地等の民有地の緑化面積の減少の背景には、宅地開発に伴う共同住宅等の増加や住宅の建て直しの際の敷地分割による庭の減少なども要因のひとつとして考えられます。そのため、一戸建や共同住宅、会社のオフィス等、様々な建物において、緑化に取り組むやすい仕組みや支援の充実を図ることが重要です。
- 公園は、誰もが日常的に利用できる貴重なオープンスペースであることから、人口の増加や高齢化などの社会環境の変化や土地の特性、地域のニーズを踏まえながら、みどりの役割を発揮できるよう、公園の整備や管理に取り組むことが重要です。
- 公園や街路樹などの大径木化は、自然豊かな景観を創出し、都市に風格をもたらす一方で、老齢化に伴い倒伏や落枝による重大な事故のリスクが高まっているものもあります。また、根上がりや見通しの悪化など、様々な課題も生じていることから、適切な維持管理や必要に応じた更新が必要です。

課題4：みどりに親しむ機会の創出やみどりの資産の有効活用

- 公園を多くの人々が利用するためには、地域や公園利用者などが、公園などのみどりにより親しみや愛着を感じられるよう、多様なニーズにも対応した柔軟なみどり活用の仕組みづくりが重要です。
- 2017年（平成29年）の都市公園法の改正では、Park-PFI制度の創設など、民間活力の導入により公園の魅力向上を図ることが示されていることから、地域特性や公園の特性を踏まえ、多様な民間活力導入の手法を活用することが重要です。
- SDGsの実現やWell-beingの向上など、生活の質の面でもみどりの重要性が高まっていることから、公園や街路樹などのみどりの資産を有効活用することが重要です。具体的には、誰もが日々の暮らしの中でみどりの豊かさを感じられるような取組みを進めるとともに、みどりの管理や整備の充実を図るため、新たな財源の確保に取り組む必要があります。
- 鴻臚館跡や福岡城跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や保存樹¹など、歴史を感じることができるとみどりが多い福岡市の特徴を活かし、みどりの保全や活用に取り組むことが重要です。

¹ 保存樹：「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、民有地にある大木や名木を保存する取組み。

課題5：みどりの防災・減災機能の強化、みどりの安全確保

- 激甚化・頻発化する豪雨による浸水や土砂崩れなどの災害リスクは高まっていることから、グリーンインフラの観点からみどりの保全や整備、適正な管理を行うことで防災・減災機能を高めることが重要です。
- 警固断層帯（南東部）周辺地域において、大規模な地震被害が想定されることから、福岡県西方沖地震や東日本大震災、能登半島地震等の過去の災害の教訓を踏まえ、大規模地震発生時に、市民や来訪者等を安全に避難させるための避難場所や避難路として機能を発揮するみどりの充実を図ることが重要です。
- 平常時のみどりの活動と連動した災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮するためには、市民や企業などの多様な主体との協力が必要であることから、災害時の協力体制の強化や地域の防災力を高めることが重要です。
- 整備後、数十年経過し老朽化した施設による事故や災害を防止するため、適正な管理や緊急性に応じた計画的な修繕や更新などに取り組み、すべての人が安全・安心に生活できる基盤を維持・向上する必要があります。

課題6：市民・企業等によるみどりのまちづくり活動の拡大

- 市民調査では、みどりを豊かにするまちづくり活動について「今後も参加しない」と回答した人の割合が約1割いることを踏まえ、まずは、みどりに関わりを持ち、みどりを知ってもらう機会を創出することが重要です。
- みどりを豊かにするまちづくり活動に参加した人が減少している一方で、自宅の庭やベランダ、公園、自然林等での活動や緑化のための募金に参加したい人が増加していることから、今後、市民や企業などの多様なニーズ等を踏まえた活動の場づくりや支援の充実を図り、多様な主体との共働による緑化を推進することが重要です。
- 花や緑に関する活動を行う団体数は着実に増加している一方、団体の高齢化や担い手不足といった課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、団体の活動の継続や拡充を図るためには、支援の充実をはじめ、新たな担い手の確保や活動する人材の育成、多様な主体との連携強化に取り組むことで、みどりのまちづくり活動の輪を広げるとともに、持続可能なまちづくりを目指すことが重要です。